

令和元年9月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9月13日

江南市議会厚生文教委員会会議録

令和元年9月13日〔金曜日〕午前9時00分開議

本日の会議に付した案件

- 議案第61号 江南市立わかくさ園設置条例の全部改正について
- 議案第74号 江南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第75号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第76号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第77号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第78号 江南市立保育所設置条例の一部改正について
- 議案第79号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定について
- 議案第80号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第7号）
第1条 歳入歳出予算の補正のうち
健康福祉部
こども未来部
の所管に属する歳入歳出
教育部
の所管に属する歳出
第2条 継続費の補正のうち
介護保険等事業計画策定事業
第3条 債務負担行為の補正
- 議案第81号 令和元年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 令和元年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 平成30年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち
健康福祉部
教育部
こども未来部

の所管に属する歳入歳出

議案第85号 平成30年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第88号 平成30年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 平成30年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 山登志浩君 | 副委員長 | 宮田達男君 |
| 委員 | 野下達哉君 | 委員 | 牧野圭佑君 |
| 委員 | 尾関昭君 | 委員 | 三輪陽子君 |
| 委員 | 長尾光春君 | | |

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 議員 | 稲山明敏君 | 議員 | 堀元君 |
| 議員 | 大藪豊数君 | 議員 | 片山裕之君 |
| 議員 | 石原資泰君 | | |

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 松本朋彦君 | 議事課長 | 石黒稔通君 |
| 主事 | 岩田智史君 | | |

説明のため出席した者の職、氏名

| | |
|-----|-------|
| 市長 | 澤田和延君 |
| 副市長 | 佐藤和弥君 |
| 教育長 | 村良弘君 |

| | |
|---------|--------|
| 健康福祉部長 | 栗本浩一君 |
| 教育部長 | 菱田幹生君 |
| こども未来部長 | 郷原実智雄君 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 高齢者生きがい課長 | 倉 知 江理子 君 |
| 高齢者生きがい課主幹 | 酒 井 博 久 君 |
| 高齢者生きがい課副主幹 | 栗 本 真由美 君 |
| 高齢者生きがい課主査 | 葛 谷 美智子 君 |
| 高齢者生きがい課主査 | 伊 藤 貴 弘 君 |
| 福祉課長兼基幹相談支援センター長 | 平 松 幸 夫 君 |
| 福祉課主幹 | 大 矢 幸 弘 君 |
| 福祉課副主幹 | 瀬 川 雅 貴 君 |
| 福祉課主査 | 間 宮 健 次 君 |
| 健康づくり課長兼保健センター所長 | 平 野 勝 庸 君 |
| 健康づくり課主幹 | 中 山 英 樹 君 |
| 健康づくり課副主幹 | 青 山 啓 子 君 |
| 健康づくり課副主幹 | 脇 田 亜由美 君 |
| 保険年金課長 | 今 枝 直 之 君 |
| 保険年金課主幹 | 相 京 政 樹 君 |
| 保険年金課副主幹 | 藤 田 明 恵 君 |
| 教育課長 | 稲 田 剛 君 |
| 教育課統括幹兼南部学校給食センター所長 | |
| | 仙 田 隆 志 君 |
| 教育課管理指導主事 | 伊 藤 勝 治 君 |
| 教育課主幹 | 夫 馬 靖 幸 君 |
| 教育課副主幹 | 千 田 美 佳 君 |
| 教育課主査 | 佐久間 秀 和 君 |
| 教育課主査 | 都 築 尚 樹 君 |

| | |
|-----------------|-----------|
| 生涯学習課長兼少年センター所長 | 可 児 孝 之 君 |
| 生涯学習課主査 | 岩 田 麻 里 君 |
| 生涯学習課主査 | 安 藤 裕 美 君 |

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

| | |
|------------|-----------|
| | 中 村 雄 一 君 |
| スポーツ推進課副主幹 | 宇佐見 裕 二 君 |

| | |
|-----------|-----------|
| こども政策課長 | 鵜 飼 篤 市 君 |
| こども政策課主幹 | 平 野 優 子 君 |
| こども政策課副主幹 | 長谷川 崇 君 |
| こども政策課副主幹 | 石 田 哲 也 君 |

| | |
|------------|-----------|
| 保育課長兼指導保育士 | 大 島 里 美 君 |
| 保育課主幹 | 矢 橋 尚 子 君 |
| 保育課副主幹 | 横 井 貴 司 君 |

○委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生文教委員会を開催いたします。

早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。

まだまだ残暑が続いております。きょうはちょっと涼しいですけれども、もちろんクールビズということで、可として進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

当局から市長が出席でありますので、御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る8月29日に9月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第61号 江南市立わかくさ園設置条例の全部改正についてを初め14議案と請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催することになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後

に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆さんにお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構でございます。

議案第61号 江南市立わかくさ園設置条例の全部改正について

○委員長　それでは最初に、議案第61号 江南市立わかくさ園設置条例の全部改正についてを議題とします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、議案第61号について御説明申し上げますので、議案書の25ページをお願いいたします。

令和元年議案第61号 江南市立わかくさ園設置条例の全部改正についてでございます。

1枚はねていただきまして、26ページ、27ページには、江南市立わかくさ園の設置及び管理に関する条例（案）を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　お願いします。

この条例の改正というのは、前の条例にはその使用料についてが入ってなかったのが改正されるんだと思うんですけど、それで、あと規則というのがありまして、その規則はそのままなのかというちょっと確認なんですけど、お願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　今回の全部改正に至った経緯を申し上げます。

わかくさ園については、児童福祉法による児童発達支援の事業所の指定を受けておりまして、その法に基づき障害児通所支援のサービスの提供及び利用料の徴収を行っております。

このたび法改正によりまして、令和元年10月1日より就学前障害児に対する児童発達支援についても無償化が実施されることとなりますので、無償化とならない利用者の使用料の徴収を適切に行うために、条例において新たに使用料の徴収根拠の規定を設けまして、他の公共施設と同様、設置及び管理に関する条例として全部改正したものでございます。

また、規則の関係については、それに伴いまして条文の整理を主に行っておりますので、基本的にはそれほど規則上は変わっておりません。

○三輪委員 済みません、確認なんですけど、わかくさ園に通っている方で3歳以上の方は、わかくさ園と、例えば保育所とか両方併用しても、どちらも無償になるということでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 はい、そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員 利用料についての記載のところになるんですが、これは後ほど出てくる議案第78号でも出てきますけれども、保育所設置条例の一部改正ともほぼ同じことを言うことにはなりますが、今回の記載内容が悪いというわけではないんですが、後ほど出てくる決算書のほうで不納欠損額とか、いろいろ保育園とかの利用料とかで出ているところもありますので、これは一つ要望としてお願いしたいのが、利用料の納付の方法についての部分ですが、基本的には銀行引き落としというのを明記していただいて、あくまでも基本にしてください、入園時に納付書ですね、口座振替の書類を渡して、これに書いて持ってきてくださいというような形の徴収の仕方をぜひ取り入れていただきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 要望ということでよろしいですか。

ほかにございませんか。

○野下委員 ちょっと確認なんですけど、25ページの提案理由に就学前の障害児に対する児童発達支援の無償化の対象とならない者とあります。この方が使用料を徴収するという形になると思うんですが、これは具体的にどういうお子さんなのか、それからわかくさ園では何名が該当するのか、その点をお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 今回の無償化については3歳から5

歳までの児童ということになります。もともと3歳未満の非課税の方についても本来は無償ということになりますけれども、こちらのほうはもともと利用料が非課税の場合は無償ということになっておりますので、特に影響はしておりません。

また、利用者の実績の関係ですけれども、今現在8月の利用人員が24名おります。今回、無償化のほうの対象になってくる該当する方というのは1名のみでした。

○委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時09分 休 憩

午前9時09分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第74号 江南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第74号 江南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 続きまして、議案第74号について御説明申し上げますので、議案書の89ページをお願いいたします。

令和元年議案第74号 江南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚はねていただきまして、90ページには江南市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）を、91ページには条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　わからないんですけど、ごめんね。

この災害弔慰金と被災者生活再建支援金と2つあって、両方とももらえるということなんですかね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　目的が違いますので、両方ともいただけるということになります。

○牧野委員　それで、今回のこの実例はあったんですかね、この弔慰金を、ここ5年間ぐらいで、過去でもいいです。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　過去、ちょっと年数は今すぐ手元になかったんですけども、御嶽山の噴火のときに江南市民の方が被災されて、そのときに弔慰金が支払われております。

○牧野委員　なるほど。

それで、もう一点、この条文を読んでよくわからないんですけど、もう少しわかりやすい、この新旧が線が引っ張ってありますね、何がポイントなのか、ちょっともう一回言ってもらえませんか、読んでいてわからないんですけど。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　もともと災害弔慰金の支給等に関する法律という、そもそもの国の法律がございます。それが一部改正になりました、この第13条と第16条の規定が追加されております。その関係で施行令のほうも一部改正がありましたので、それも含めて今回改正に至ったということになります。

○牧野委員　そういう説明ではわからないの。私は、何条が変わったんじゃない、ポイントが何が変わったかを教えてもらいたい。それで、私はこれは例規集か何かで読んでみるとね、江南市の。やっぱりなかなかわからなくて、保証人があるとか保証人がないとか3年だとか書いてあるんだけど、この新

旧を読むだけでは、多分ほとんどの人はわからないと思うんだけど。

○委員長 はい、じゃあもうちょっと詳しく。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 まず第13条の規定です。こちらのほうは償還金の支払いの猶予に関する規定です。こちらのほうは、もともと支払いの償還が困難な方については支払い猶予が可能であるということ、もともとこの法律の条文になかったものですから、そちらを法律で明確化したものとなります。

また、こちらのほうの第14条の規定になりますけれども、こちらのほうは償還免除の対象者を拡大しております。こちらのほうは、もともと死亡・重度障害の方が対象になっておりましたが、それに加えて破産とか再生手続開始の決定を受けた者も対象にするということになっています。

また、こちらの第16条の規定ですけれども、こちらの第16条の規定は、免除の判断をするために市町村のほうで資産とか収入を調査するという権限を付与されたものでございます。

○牧野委員 はい、わかりました。条文を読んでもらってわかりました。結構です。

○委員長 じゃあ、ほかにもございますか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時14分 休 憩

午前9時14分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第75号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども政策課長 それでは、議案書の92ページ、議案第75号 江南市放課
後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に
ついてでございます。

93ページをお願いいたします。

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、94ページに条例（案）の新旧対照表を掲げておりま
す。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし
ます。

暫時休憩いたします。

午前9時16分 休 憩

午前9時16分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

議案第76号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部改正について

○委員長　引き続きまして、議案第76号　江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課長兼指導保育士　それでは、議案書の95ページ、議案第76号　江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

96ページをお願いいたします。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、98ページに江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　お願いします。

ちょっとこれはよくわからないので、どういうふうに今までと変わるのか、これは保育の質の低下にかかわるのではないかという心配もあるんですが、どういうふうになるかを、もうちょっとわかりやすく教えていただければありがたいです。

○保育課長兼指導保育士　条例改正の改正内容ですけれども、大きく4項目あります。

まず、この目的としましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い改正するものでありまして、法律の整備に関する法律の施行に伴い、それを改正するものですが、内容としましては、先ほど言いました4項目ありまして、連携施設を確保しないことができるという経過措置を5年間延長すること。2つ目といたしましては、その家庭的保育

事業等に入ってみえるお子さんが卒園後、受け皿の提供を行う連携施設の緩和。3つ目といたしましては、満3歳以上児を受け入れている事業所内保育所の連携施設の確保義務の免除。それから4つ目といたしまして、居宅以外で保育をしている家庭的保育事業の自園調理の経過措置を10年とするということについて改正するものでございます。

○三輪委員 済みません、それで、そこで保育したその先は、もう確保しなくていいというようなことなんですけど、そういうことで、ちょっと後、困ってくるような事態が出てくるのではないかと思うんですが、そういう見通しは、現在江南市において、そういう危険というか、そういう場合が出てくるようなことは想定されないんでしょうか。

○保育課長兼指導保育士 現在、江南市には、この家庭的保育事業等に当たる施設はありません。それで、江南市に在住している方が、市外でこういう施設を利用している方は見えます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時20分 休 憩

午前9時20分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第77号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長　引き続き進めてまいります。議案第77号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課長兼指導保育士　それでは、議案書の102ページ、議案第77号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

103ページをお願いいたします。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、114ページに江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　済みません、先ほどと同じことなんじゃないかと思うんですけど、じゃあこれに該当する施設というのはあるんでしょうか。

○保育課長兼指導保育士　地域型保育事業については、江南市はありません。

○委員長　ほかに。

○牧野委員　質問じゃないんだけど、158ページに参考というのがあって、先ほどの家庭的保育と、この特定教育の、ちょっと質問がずれるんだけど、大きな違い、まあ事業所のやつはわかるんだけど、何が違うの。家庭的と、この特定、議案第76号と議案第77号と。

○保育課長兼指導保育士　御質問のありました家庭的保育事業と特定地域型保育事業の違い。

○牧野委員　そう、3人とか15人とか20人とか。

○保育課長兼指導保育士　特定地域型保育事業は家庭的保育事業等と同じ事業のことで、地域型保育事業者に地域型保育給付費を支給するため、その対

象事業として確認した事業者を特定地域型保育事業と呼びます。

- 牧野委員 大体よく似ているなあと、読んでいて、この158ページの参考資料を読んでいて何が違うんかと思ってたんで、やっとわかりました。これで特定された場合が特定教育、企業はないから、要するに議案第76号、議案第77号は江南市はないんだけど、ある意味ではちょっと緩和されたという感じですよ、従来から。それで改正しておく、こういうこといいんですかね、とり方としては。
- 保育課長兼指導保育士 はい、おっしゃるとおりです。
- 牧野委員 はい、結構です。
- 三輪委員 済みません、もう一度確認なんですけど、今後、こういう形の事業所というか保育の形がふえてくる可能性があるということで、こういう条例ができたと思うんですけども、江南市において今後こういうようなのがふえてくるという見通しはありますか。
- こども未来部長 今の御質問でございますが、今現在、年度当初、3歳未満、もともとこの地域型保育事業は基本3歳未満でございまして、実際に今、保育園では、実際には一部どうしても3歳未満については待機が出ている状況の中で、今後待機がふえてまいりますと、やっぱり受け皿がない状態では困りますので、もともと第1期の子ども・子育て支援事業計画の中にも明記をしておりますが、こういった地域型保育の小規模保育事業所の公募というか、そういった検討も進めていくという、検討をする必要があるということで明記しております、今後の3歳未満のお子さんの待機の状況を見て、今現在、第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定途中ではございますが、同様に保育の見込み量の推計から必要という形を考え、同様に小規模保育事業所等の公募等についても検討をしていくという形で明記していく予定で考えております。
- 三輪委員 多分、やっぱり今は本当に3歳未満の方で預けられるところがないという方もありますし、保育の3歳以上が無償化になると、やはりかえって負担がなくなるから小さい子も預けて仕事をしたいという方がふえると思います。それで、こういう事業所が今後ふえるかもしれないんですが、本当に、やっぱり小さい方の保育というのはいろんな危険もありますので、き

ちんと質が低下しないようにというか、そういう点を気をつけながら、そういうところに対する目配りも市としてしていただきたいなということを、要望ですけどよろしく願いいたします。

○委員長　ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ちょっと私からお尋ねしたいんですけど、今部長が答弁された、場合によっては公募するかもしれないということですけど、これは公募した場合でないと参入できないんですか。事業者の意思で参入するということではできないんですか。

○保育課長兼指導保育士　事業者の意思で参入できますが、市が認定しないと認定の中のこの事業とはなりませんので、認可外となってしまいます。

○委員長　あと、いろんな義務が緩和されるということで幾つか提案されていますけれども、この国の基準に沿って緩和するわけですが、市が上乘せで基準を厳しくするということは考えなかったんですか。

○こども未来部長　今、言われることは、確かに質が低下しないようにという点では必要な考え方かと思いますが、現状、一部待機という3歳未満の待機がある状況の中で新たな事業所の参入のことを考えますと、今の現状、国が緩和してきておる措置に対応する形で条例改正等を進めて、少しでも新しい事業者の参入がしやすい環境づくりという形で進めていきたいと考えています。

また、今言われるように、その基準等については、その事業所について、当然私ども保育課のほうで巡回で確認はさせていただいて、基準に少し劣っているとか、そういったところについては、当然指導・監督してまいりますのでよろしく願いいたします。

○委員長　ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時30分　休　憩

午前9時30分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号 江南市立保育所設置条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第78号 江南市立保育所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課長兼指導保育士 それでは、議案書の160ページ、議案第78号 江南市立保育所設置条例の一部改正について御説明させていただきます。

161ページをお願いいたします。

江南市立保育所設置条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、163ページに江南市立保育所設置条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員 先ほどのわかくさ園の話と同じになるんですが、ここではちょっと質問をさせていただきます。

今、こちらの条文の中の第5条のところでは保育料を支払わなければならないとあるんですが、平成30年度の実績を見た限りでも欠損が約96万円というのと、あとは未収だけでも1,200万円弱ぐらいあるという状況下で、要は払われていないという状況なんですけど、それで、先ほど話した口座振替を基本としたらどうだという話なんですけど、これを入れることは法的には何か問題

があるのでしょうか。

○委員長 これを入れるとは、どういうことでしょうか。

○長尾委員 保育料の支払いの方法について、基本的に銀行口座引き落としとするというのを入れたらどうだということに対して、それは法的に問題があるかという質問であります。

○委員長 条例に明記するということですか。

○保育課長兼指導保育士 条例には明記はされていませんが、基本、保育料のほうは口座振替でということで、4月、入園式の前の説明会のときに、もう口座振替用紙をお渡しして全て口座振替でというお願いはしております。

○長尾委員 でも、そのお願いをしても、結局まだ未収がその1,200万円弱になるというぐらいで、結局は任意にしまうと、結局、要は未収だの欠損だのが発生するという原因になるので、もう少し一段上げて、あくまでも基本はということにしたらどうだというので考えたんですけど、それはどうかということです。

それで、今の話、法的には、この基本的に口座振替というのは問題があるものなののでしょうか。

○委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前9時33分 休 憩

午前9時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど長尾委員から発言がございましたけれども、御意見・御要望ということで承って、今後また善処していただきたいと思っておりますので、直接議案とはかかわりがあるわけではないと言ったらあれですけど、その点は、またちよっと別の機会やって、決算には関係していきますけれども。

ほかにございますか、そうしましたら質疑。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃあよろしいですかね。

質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前9時35分 休 憩

午前9時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第79号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定について

○委員長 続いて、議案第79号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、議案第79号につきまして御説明させていただきますので、議案書の167ページをお願いいたします。

令和元年議案第79号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定についてでございます。

はねていただきまして、参考資料といたしまして168ページから175ページに協定書（案）を、176ページから188ページには指定管理者業務仕様書（案）を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 現在の指定管理の規定と変わったことはありますか。一緒ですよね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それは内容ということですか。

○牧野委員 内容。

○生涯学習課長兼少年センター所長 サービスにつきましては、現在の第3期指定管理者のサービスを引き続き行っていきたいと考えております。

○牧野委員 だから、変則的に期間を短くして決めたいと、こういうことで

すよね、基本は。はい、結構です。

○委員長　ほかにございますか。

○尾関委員　今回のこの期間に対しては布袋駅東の開発に絡んでいる。なので、期日を短くして、随意契約でしたっけ、継続で同じ業者がやっていると思うんですけど、往々にして工期が延びる可能性があって図書館のオープンがおくれると僕は予想しています、既に。建築のプロとして。その場合は、また1年とか半年単位で随意契約していくのか、お尋ねします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　現在のところどうなるかわかっておりませんが、今、令和2年度から令和3年度までの指定管理期間ということで、布袋駅東複合公共施設の供用開始日が令和5年度からということで、令和4年度は引越し作業とか、あと状況に応じて協定の変更を行い、期間の変更を行うよう考えております。余りにも期間が延びるようであれば、また今回と同様に任意指定のほうをしていきたいと考えてはおりますが、まだちょっと決定はしておりません。

○牧野委員　これは、この議案に対する質問じゃない、ちょっと提案を含めて、これは答弁いただくのは結構ですが。

まあ、この2年間か、まあ延びるかもしれませんが、次期図書館の指定管理ですとか業務管理ですとか、そういったことに含めて、やはりちょっと準備期間が要りますので、それもぜひ検討いただきまして、新しい図書館に新しい管理体制のそういったものができるように、ぜひ、これも図書館基本計画の中にはそういう運営の方針については入っていなかったと思いますので、ぜひそれも検討していただいて、また提案をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。要望です。

○委員長　ほかにございますか。

○野下委員　ちょっと細かいことでいいでしょうかね。

これは指定管理者の継続ということなんですけど、業務仕様書の案の一番最後のところに……。

〔「何ページ」と呼ぶ者あり〕

○野下委員　188ページの(5)のところが2行あるんですよ。災害時の対応というところがあるんですよ。それで、非常にアバウトになってはいますが、

これは地震等の災害によって市民の方が自宅等から避難のために来館をした場合は、それに伴う開館等の対応を行うことと、こう書いてあります。これは開館をするという「等」とありますから、具体的にここの図書館は、災害になったときにはどういうことを市民の方に施すことができるか。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　基本的には図書の貸し借りを考えているということではなく、当然、避難をされている方については緊急の避難所として開館するようということで、この明記をしております。
- 野下委員　実際に災害はいつ起こるかわからない状況なんですね。ですので、職員がここに、指定管理者ですからね、職員が帰った後に災害が起きたという場合は、これはどう対応になってくるのでしょうか。これは明記してあるという以上は何かしなくちゃいけませんけれども、その点はどうなりますか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　基本的に職員がいないときには当然施設がされておりますので、避難としてはちょっと対応ができないということになると思います。
- 野下委員　実際に図書館に見えたときには、あけるだけで場所を提供するぐらいですよ。多分、食料とか備蓄はないですよ。そうですね。ですので、「開館等」という言葉自体も何か語弊もあったりするし、あと職員が見えないときはどうするかということもあるので、これは案でございますので、今後、ここをちょっと何かいい方法で改正とかできませんか。
- 教育部長　これは先ほど課長が申し上げたように、緊急といいますか、その必要が生じたことも考えられますので、その際には開館も含めて図書館のほうでも対応をしていかなければならない状態になった場合には、それを想定しての一文でございます。ですので、その詳細については、今のところ詳細については文書的に定まっているわけではありませんが、その場合には、こういった対応を図書館側で、指定管理者側でしていくのかというのは、これから協議のほうはしていきたいというふうには考えております。
- 野下委員　今部長がおっしゃったように、これは仕様書の中ですから詳細はなかなか難しいと思いますので、実際に起きたときにどう職員が対応するのか、あと市のほうがどう対応するのか、できることとできないことがある

と思いますから、その辺はしっかりと業務分担というか、しっかりと意思統一というところが必要だと僕は思いますので、この点はまたいろいろ話し合っていていただいて詳細を決めていただければありがたいですね。よろしく願いしたいと思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時44分 休 憩

午前9時44分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第80号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

教育部

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正のうち

介護保険等事業計画策定事業

第3条 債務負担行為の補正

○委員長 続いて、議案第80号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第7

号)、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、教育部の所管に属する歳出、第2条 継続費の補正のうち、介護保険等事業計画策定事業、第3条 債務負担行為の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますのでよろしく申し上げます。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたら申し上げます。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

初めに、歳入について説明をいたしますので、議案書の198、199ページをお願いいたします。

中段の20款5項3目1節過年度収入で高齢者生きがい課、平成30年度分低所得者保険料軽減国庫及び県費負担金精算金で、それぞれ1,000円でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

200ページ、201ページをお願いいたします。

3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算はマイナス11万7,000円でございます。内容につきましては、説明欄、介護保険等事業計画策定・推進事業で、介護保険等事業計画策定支援委託料につきまして11万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら申し上げます。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、福祉課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入について説明いたしますので、議案書のほうの198ページ、199ページをお願いいたします。

中段の20款5項3目1節過年度収入で、福祉課、平成30年度分障害者自立支援医療給付費の国庫及び県費負担金の精算金でございます。その下、平成30年度分生活保護費県費負担金の精算金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書の200ページ、201ページをお願いいたします。

一番下、3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は2,895万5,000円でございます。内容につきましては、説明欄の201ページをお願いいたします。

一番下、障害者手当等支給事業、特別障害者手当等支給事業で、こちらのほうは国庫負担金の返納金でございます。

はねていただきまして、202ページ、203ページをお願いいたします。

説明欄203ページの自立支援給付事業、障害者自立支援給付事業で、こちらのほうも障害者自立支援給付費負担金及び障害児通所給付費負担金のほうの国庫及び県費の返納金でございます。

次に、206ページ、207ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護費、補正予算額は2,411万8,000円でございます。こちらのほうも生活保護事業から、中段の一番下になりますが、生活困窮者自立相談支援事業までですが、こちらのほうもそれぞれ国庫負担金及び国庫補助金の返納金でございます。

以上で福祉課所管の補正予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて保険年金課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　令和元年度江南市一般会計補正予算（第7号）の保険年金課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳出でございます。

議案書の202ページ、203ページをお願いいたします。

上段の3款1項3目社会保障費の後期高齢者医療支援事業は、平成30年度分の愛知県後期高齢者医療広域連合の療養給付費負担金の精算に伴う負担金でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和元年度江南市一般会計補正予算のうち健康づくり課所管について説明させていただきます。

歳出でございます。

恐れ入りますが、議案書の206ページ、207ページの下段をお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費で、補正予算額は200万8,000円でございます。内容につきましては、207ページの説明欄をお願いいたします。

母子保健事業で3万5,000円の補正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、209ページ、説明欄の最上段をお願いいたします。

養育医療給付事業で197万3,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いてこども未来部こども政策課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども政策課長　それでは、こども政策課所管の補正予算について御説明させていただきます。

歳入でございます。

議案書の198ページ、199ページ中段をお願いいたします。

20款5項3目過年度収入、1節過年度収入で、こども政策課分は、平成30年度分児童手当費国庫負担金精算金初め3項目で、合計196万4,000円でございます。これは、実績が見込みより上回ったため、精算金として受け入れるものでございます。

少しはねていただきまして、202ページ、203ページ下段をお願いいたします。

こども政策課所管の歳出でございます。

3款2項1目こども政策費でございます。補正予算額は411万5,000円でございます。内容につきましては、203ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

子育て支援センター維持運営事業は108万5,000円の補正を、次の子育て短期支援事業は1万6,000円の補正を、次の要保護児童対策事業は3万4,000円の補正を、はねていただきまして、205ページをお願いいたします。

児童・遺児手当等事業は25万7,000円の補正を、次の母子生活支援施設措置事業は16万7,000円の補正を、次の母子・父子家庭自立支援給付事業は255万6,000円の補正をお願いするもので、これらはそれぞれの事業に対する平成30年度分の国庫・県費負担金などの精算に伴う返納金でございます。

少しはねていただきまして、214ページ、215ページをお願いいたします。

上段の10款1項3目放課後児童費でございます。補正予算額は437万5,000円でございます。

215ページの説明欄、放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）は437万5,000円の補正をお願いするもので、この事業に対する平成30年度分の国庫交付金の精算に伴う返納金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて保育課について審査をいたします。

そうしましたら、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課長兼指導保育士 それでは、保育課所管について御説明させていただきます。

歳入につきましては、議案書の196ページ、197ページの中段、12款1項1目2節児童福祉費負担金、保育所保育料、その下、13款1項2目2節児童福祉使用料、保育所保育料及び延長保育料、その下、2項2目2節児童福祉手数料、延長保育手数料、198ページ、199ページ中段に、20款5項3目1節過年度収入、平成30年度分子どものための教育・保育給付費国庫及び県費負担金精算金を掲げております。

歳出につきましては、はねていただき、204ページ、205ページの中段に、3款2項2目保育費、保育園保育等事業から保育園施設整備等事業までを掲げております。内容につきましては説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 204ページと205ページのところで、これは議案質疑でも取り上げたと思いますけど、古知野中保育園の空調設備の今回の緊急的な対応に向けての事業が出ております。保育園施設整備等事業の中の保育園の施設改修空調設備事業の中で、古知野中保育園と、あとほかの古知野南保育園と東保育園の設計委託料も出ておるわけですが、関連してお尋ねしますが、この3園の空調設備を改修する場合、どれぐらいの費用がかかるのか、まずその点、お尋ねしたいと思います。

○保育課長兼指導保育士 古知野中保育園の空調設備改修工事に係る概算費用につきましては、昨年、本年度で実施の中央保育園を参考に、延べ床面積

に基づき試算いたしました工事費といたしまして4,484万7,000円と、この工事監理委託料148万5,000円を合わせました4,633万2,000円でございます。

また、東保育園及び古知野南保育園の空調設備改修工事に係る概算費用といたしまして、工事費は東保育園が4,866万4,000円、古知野南保育園が4,525万4,000円で、この2園の合計が9,391万8,000円、そして、この工事監理委託料は、東保育園が160万6,000円、古知野南保育園が150万7,000円の、合計しまして311万3,000円で、この2園の総合計が9,703万1,000円必要となっております。

- 野下委員　今回の古知野中保育園の空調設備工事については、昨年中央保育園と同様に、ことしの12月定例会で一応工事に係る補正予算を上げられて、そして来年の3月下旬ぐらいで工事の完了ということで、実際、来年の夏の夏季期間の6月までに工事完了というふうにお聞きしているわけなんですけれども、これは古知野中保育園ですね。ただ、この古知野中保育園と同様に、同じ時期に、この空調設備を設置されております東保育園、それから古知野南保育園、この2園についても、これはもう待たなしで早急にこの改修をする必要があると考えますけど、どのようにお考えですか。
- こども未来部長　議案質疑の折に答弁させていただきましたが、東保育園及び古知野南保育園の2園につきましては、本定例会におきまして空調設備改修工事に係る設計委託料の補正予算をお認めいただきました後、直ちに設計業務を発注する予定をしております。この設計業務におきましては、昨年の中央保育園の例で申し上げますと、工事発注に必要な設計図書が整うまでに、おおむね4カ月の期間を要するものと考えております。こうしたことから、この2園につきましては古知野中保育園同様、来年の夏季期間までに工事を完了するためには来年1月末までに、先ほど課長が答弁いたしました古知野中保育園の4,600万円に加えまして約9,700万円もの多額の財源を確保していく必要がございます。何はともあれ園児の健康・安全を第一に考え、保育環境を適正に維持できるよう財源確保の検討を進めているところでございますので、よろしく申し上げます。
- 野下委員　今答弁いただいておりますけど、これは非常に大事な分野ですよ。保育園児の健康、そして安全第一を考えた場合に、この財源確保の検討

を進めていると。とっても不明瞭というか不明確な、今進めているというお話なんですけど、じゃあ実際に実施の時期はいつごろをお考えですか。熱中症というのは、今、災害なんですよ。熱中症というそのものは天災だと思うんですね、豪雨とかと同じように。だけれども、いざ何かあったときに熱中症にかかってしまったとかになってしまったときには、これは天災じゃなくて人災なんですよ。だから、人災にならないために、しっかりとこれはやらずにちゃいけないと思うんですよ。だから、そのような財源確保という答弁がありますけど、実施時期というのは答えられますか。

委員長、いいですか。

○委員長 はい。

○野下委員 これは本当に議案質疑にも出ておりますけど、早急な対応をしたいと思います。今、部長ではなかなか答弁が難しいという雰囲気ですので、ここはぜひ副市長に答弁をお願いしたいと思うんですが、委員長、よろしいですか。

○委員長 まず部長、答弁できますか、もうちょっと踏み込んだ。

○こども未来部長 いえ、今は財源確保の検討が必要なところで、これ以上のところは。

○委員長 とはいうものの、今御指摘があったように、熱中症に対しても、やっぱり市民の皆さん、市民感覚からすると、やはり厳しい考えを持っておられる方は大変多いと思いますし……。

暫時休憩します。

午前10時05分 休 憩

午前10時17分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に野下委員から今後の見通しについての質疑がありましたけれども、これについて部長さんではなかなか答弁が難しいということですので、今、副市長に出席いただきましたので、副市長から答弁をお願いしたいと思います。

○副市長 皆様、こんにちは。

今回、保育園の空調機の改修のことで、質疑のほうが少し部長ではという

ことがありまして参りましたので、よろしくお願ひいたします。

保育園の空調設備の改修ということなのですが、この件につきましては、たしか掛布議員の議案質疑の中でも大きくクローズアップされてありました。今回、設計委託料3本をお願いしてございまして、古知野中保育園、東保育園、古知野南保育園、その中で古知野中保育園が故障して、今、子供たち、父兄、住民の皆さんに多大なる御迷惑をおかけしているということで、早急に改修をしなければいけないということで、12月に古知野中保育園につきましては工事費を組んでお願いできればという話をしてございまして。そうしたところ、議員から、市民の皆さんからも御心配いただきまして、資料を見てございまして、東保育園が、もう空調機の設定から41年たっている。それから古知野南保育園も38年たっている。これもいつ壊れてもおかしくないんじゃないかという御質疑もいただきました。

そこで、いろいろ私どもが苦慮する点が2点ございまして。これは掛布議員の議案質疑の中でも部長から答弁させていただいているんですが、いわゆる施設の中の空調機の改修ということですので、今までの財源ということ調べますと、当然、国庫補助金・県費補助金の該当するものはございせんでした。それから今までの通常の地方債ということでも当てにできるものがなかったという現状があつて、基本的には一般財源で改修をするというのが大前提でした。そして、ではこの3園をもし一緒にやると幾らかかるかということ、今、9月定例会に提案させていただいております設計費を除きますと、あとは工事費、工事管理費ということになっているわけですが、これは多分、部長が議案質疑の中でも答弁してございまして1億4,300万円ほどかかると。この財源を一般財源で全てことし補おうとすると、議員の皆さんからお叱りを受けている点で皆さんも御承知かと思ひますけれども、側溝、舗装もことしは追加ができないというような状況の中で、この古知野中保育園を除けば約1億円をどうやって捻出するだろうという問題点が1点ございまして。

そこで、このこども未来部のほうが何とかしたいと、何とか子供たちの命と健康を守りたいから何かいいものはないかといつて行政経営課のほうに相談を持ちかけてございまして。そこで、私も行政経営課のほうへ行つていろいろ

ろ調べてみると、これはまだ確実ではございません。もしかするとこの方法があるということがあったのが、今、公共施設の適正化のほうを国も進めていこうということがあるので、この公共施設等の適正管理推進事業の中の長寿命化事業というメニューがあるそうです。この長寿命化事業のメニューに、もし保育園の空調機の改修が該当すれば、地方債の充当率が90%、そしてその後、元利償還金、これの30%から50%が団体の財政力に応じて今年度の基準財政需要額に算入するよということがありました。そこで調べてもらったら、江南市の財政力からすれば今年度は約30%、元利償還金の30%が基準財政需要額に算入されると、こういうメリットもあります。ただ、これにつきましては確実に今つくという確約はございません。今、行政経営課のほうで県の担当者と調整中です。これがもしオーケーということになれば、90%、一旦今年度については地方債で賄うことができますので財源の確保ができる。それと、私どもはむやみに地方債ばかりに頼ってはいけないんですけれども、幸い元利償還金の30%は国のほうで措置ができるだろうということがございました。

そして、もう一つの課題が、これは議案質疑の中でもありましたけれども、来年の夏に間に合うようにできないかということがありました。いろいろ空調機の内容を、僕もまだ東保育園、古知野南保育園の状況を調べたわけじゃないので、ことしのように、古知野中保育園は幸い冬場はオーケーで夏場のものだけだということなんです、じゃあすぐに着手して冬場の暖房に影響がないとか、こういったこともしっかり調べなきゃいけないんですけれども、これもこども未来部のほうでいろいろ試案を練って検討していただいた結果、もし仮のことなんですけれども、今回設計の補正予算をお願いしているわけなんですけれども、速やかに発注して取りかかるとすると、工事に発注できるまでに約4カ月かかるよということです。通常で考えて、10、11、12、1月、1月中には何とか大急ぎでやって工事をするための設計が整うのかなあとということで、これはお願いになりますけれども、もしそれが整ったときに、それから財源の確保もできるということになったときに、今度は議員の皆さんに私たちがお願いしなきゃいけません。1月後半、もしくは2月に臨時会をお願いして工事費の御議決をいただかなければ前に進むことができない

い、このお願いが出てまいります。そうすれば、今の古知野中保育園に追いつくように一生懸命工事を進めてもらおうと6月ごろに工事が完了すると、こんな段取りになると聞いております。ですから私が前に出てこんなことを言っただけですけれども、確実にやりますという100%の返事ではないんですけれども、非常に県のほうとの調整も順調に進んでいると、いいように進めているし、何とかできるようにやっていきたいということで調整しておりますので、何とか私どもも財源を確保して、この3園、古知野中は確実に措置できますけれども、残りの東保育園、古知野南保育園の園児の子供たちの健康と安全を守っていききたいと、こういうふうに強く思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○野下委員　副市長、ありがとうございます。本会議の議案質疑の中で、副市長は、そのとき万が一のことがあった場合は最善を尽くすように頑張っていくという表現をされて、こういうような趣旨を話されていらっしゃいますが、万が一がないようにしなくちゃいけません。そうですね。だから、本当にさっき僕は申し上げたんですけど、こういう暑さ対策というものは、いつ何どき、どういう気温になるかわからない。来年またどういふ気温になるかわからない。あと、ここの空調も動くかどうかともわからないです。万が一ということになったときにはとて、またこれは市にとつてもマイナスイメージも出てくると思ひますので、今のお話の中で財源確保に向けて2月臨時会とか1月末から2月の臨時会が可能であれば、そこに向けて財源確保に全力を尽くしていければ夏に間に合うと御答弁いただきましたので、本当にその確保に向けて全力で、今度はそつちのほうに全力で頑張っていきたいというふうに改めてお願ひを申し上げておきますという形で、きょうはちよつと御無理を言ったかもわかりませんが、急な話で申しわけないです。

○副市長　ありがとうございます。一生懸命やれるように僕らは頑張っていくつもりでおります。特に、このこども未来部のほうも今回のことは非常に反省しておりますし、みんな汗を流して一丸となつて頑張ってくれております。こういったことが二度と起こらないようにという思いでいろいろ研究してくれておりますので、私どももその期待に応えるように、また市長も確認します

とその思いでありますので、一生懸命取り組んでいきます。

いろいろなことが起きます。きのうの前ですか、市役所の空調がちょっと調子が悪くなりまして、地下食堂のほうへ食事に行ったら、帰ってきて食べようと思ったら空調が効かなかった。幸い、ちょっと電気系統のトラブルで復旧しておりますので問題なかったんですが、いろいろなことが起きておりますので、何かあれば臨機応変、速やかに対応するようにしますし、万全の体制をとりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 済みません、ありがとうございました。

この件を含めてほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もこれで尽きたようでありますので、この程度にとどめまして、次に教育部生涯学習課のほうに審査を移したいと思えます。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 生涯学習課所管の補正予算につきまして御説明をさせていただきますので、議案書の214ページ、215ページをお願いいたします。

中段の10款4項1目生涯学習費で、右側215ページの説明欄をごらんください。図書館維持運営事業の図書館指定管理事業につきまして、図書館指定管理料に係る債務負担行為の限度額といたしまして1億1,558万4,000円をお願いするものでございます。

その下の10款4項2目文化交流費で、右側215ページの説明欄をごらんください。文化財保護事業につきまして、戦略プロジェクト事業でございますが、435万1,000円をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○三輪委員 済みません、この文化財保護事業の試掘調査委託料というのがあるんですけども、これは、もう出てきたものがあるのか、あったとしたら、それを今後どういうふうにしていくのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　こちらにつきましては、今商工観光課のほうで進めております曾本地区に関する企業誘致に伴いまして、埋蔵文化財の状況を確認するために試掘調査を行うものでございます。まだ出てきているとかいうことじゃなくて、埋蔵文化財ですので、地中にある状態を確認するということでございます。
- 委員長　よろしいですか。
- 尾関委員　この曾本地区の企業誘致というのは県の事業になるのかなあと、いう気がしていますが、この試掘調査委託料を最終的に県は持ってくれるんですかね。なぜ市がこんなことをしないかんのか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　愛知県の埋蔵文化財保護要綱につきまして、埋蔵文化財の所在の有無であるとか把握につきましては県・市の教育委員会の業務、文化財保護事業としての業務であります。その中で、埋蔵文化財の包蔵地の所在の把握につきまして、試掘などの調査を行うことにつきましては市教育委員会が行うものと定められていますので、市のほうで持つということになっております。
- 尾関委員　調査は市の教育委員会がやるんだけど、その財源も市なんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　はい、財源も市になっております。
- 牧野委員　ちょっと補足で、40カ所ぐらいだと思っただけど、これは何十ヘクタールのメッシュでやるのか、ある程度何となく目星をつけたところをするのかということなんですが。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　今回の計画地につきましては、周知の埋蔵文化財の包蔵地が3カ所あります。北側に二子山古墳、あと南側に岩塚裏遺跡と生原遺跡があります。その場所だけをやるわけではなく、当然、周知の埋蔵文化財の包蔵地の周りにも埋蔵文化財があるという可能性があるので、委員のおっしゃるとおりメッシュで行います。
- 牧野委員　私、久昌寺のときもちっと立ち会って見ていたんですけどね、日にちが決まったら1回やじ馬で見たいので、教えていただけますかね、試掘の。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　試掘のやり方ということですか。

- 委員長 日程。
- 牧野委員 日程が決まれば。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 日程が今のところは、畑が多いので耕作をしないとき、また地下水の上昇が低い冬場にということで12月を予定しております。
- 委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。
〔「いいです」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時32分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第80号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号 令和元年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 委員長 続いて、議案第81号 令和元年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。
それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。
- 保険年金課長 それでは、保険年金課所管の補正予算について御説明させていただきますので、議案書の217ページをお願いいたします。
議案第81号 令和元年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。
はねていただきまして、218ページから219ページにかけまして、第1表

歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

続きまして、222ページ、223ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

6款1項1目は、その他繰越金でございます。

1枚はねていただきまして、224ページ、225ページをお願いいたします。

今回の補正の歳出でございます。

4款1項1目は基金積立金で、補正予算額は8,455万4,000円でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。よろしいですか。

○牧野委員　わからない、こんなことを聞くと恥ずかしいわ。

この基金積立金でいいんですけど、これは収入と支出で余ったから積み立てるといふ、繰り越しするといふ考え方でよかったんではなかね、出どころは。

○保険年金課長　平成30年度の歳入総額から歳出総額を引きました差し引き額が8,455万3,359円ございまして、その全額を、今回、過年度国庫の精算がないことから全額積み立てるとしたものでございます。

○牧野委員　はい、結構です。

○委員長　ほかに質疑はありますか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時35分　休　憩

午前10時35分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第83号 令和元年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第83号 令和元年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第83号につきまして御説明をいたします。議案書の237ページをお願いいたします。

令和元年議案第83号 令和元年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

次に、238ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、239ページから241ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、242ページ、243ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入予算でございます。

3款1項1目介護給付費交付金は、過年度分介護給付費交付金で764万7,000円でございます。

その下、7款1項1目繰越金は、前年度繰越金で2億758万2,000円でございます。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

244ページ、245ページをお願いいたします。

上段の3款1項1目基金積立金の補正予算額は1億1,591万5,000円でございます。

続きまして、下段、6款1項1目償還金及び還付加算金の補正予算額は9,931万4,000円でございます。

内容につきましては、245ページの説明欄をお願いいたします。

平成30年度介護給付費に係る国庫及び県費の負担金・補助金の精算に伴う8件の返納金でございます。

以上で、議案第83号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休 憩

午前10時38分 開 議

○委員長 そうしましたら、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第84号 平成30年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続きまして、議案第84号 平成30年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思います

のでよろしくお願ひします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○高齢者生きがい課長　それでは、高齢者生きがい課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の58、59ページをお願ひいたします。

初めに、歳入でございます。

中段、11款1項1目1節社会福祉費負担金で老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、最下段、12款1項2目1節社会福祉使用料で、備考欄、老人福祉センター目的外使用料（電柱）から61ページ上段の高齢者生きがい活動センター目的外使用料（郵便ポスト）までの5件でございます。

次に、少し進んでいただき、64、65ページをお願ひいたします。

中段、12款2項2目1節社会福祉手数料で事業者指定手数料及び更新手数料でございます。

次に、66、67ページをお願ひいたします。

中段、13款1項1目1節社会福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、70、71ページでございます。

下段、14款1項1目1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の低所得者保険料軽減負担金です。

次に、72、73ページでございます。

中段の2項2目1節社会福祉費補助金、社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金から老人クラブ助成費補助金までの3件でございます。

少し進んでいただき、78、79ページをお願ひいたします。

上段15款1項1目2節使用料及び賃借料、老人福祉センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、84、85ページをお願ひいたします。

19款5項2目11節雑入のうち、備考欄、中段やや下でございます緊急通報システム実費徴収金でございます。

○委員長　もうちょっとゆっくりお願いします。

○高齢者生きがい課長　次に、88、89ページをお願いいたします。

中段の3目1節過年度収入で、高齢者生きがい課の平成29年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算金及び県費負担金精算金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

160、161ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目高齢者福祉費、備考欄、人件費等から進んでいただき、167ページ備考欄上段、高齢者福祉施設整備等事業まででございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　済みません、165ページの福祉センター維持運営事業のところなんですけれども、ここで修繕費が186万8,400円というふうであります。さっき保育園の話もあったんですけど、この福祉センターも私自分で体験したんですが、やっぱり空調が効かなくて、本当に大変な思いをしたことがあるんですが、あそこも高齢の方が利用されます。それで、かなり古いと聞いておりますが、その空調などについての全面改定とか、建物を建て直さないといけないのかもしれないですが、今後、福祉センターについて、空調だとか施設について改修とかいう予定があるのかを、ちょっとここで聞いていいですか。

○高齢者生きがい課長　今回の修繕費の主なものにつきましては、浴槽の循環ろ過装置のろ材取りかえ工事及びろ過器の単一操作弁の上部交換、これにつきまして56万円という修繕費がございました。

そのほか指定管理料の中で福祉センターが修繕に当てていただいております関係は、主なものは非常通報装置の取りかえ修繕や、お風呂冷温水ポンプの取りかえ修繕等、必要なものに対して必要な修繕をさせていただいてきたという状況でございます。現在のところ老人福祉センターも耐用年数がかなり来ておりまして、あちこち修繕が必要な状況になっておりますが、その都度対応させていただくという状況でございます。全体的に建物自体のひび・

破損等に関しましては、全庁的に現場を確認いたしまして、状況を確認しながら必要な修繕に対応しているということでございまして、大規模な修繕につきましては、現在のところまだ予定は立っておりません。

○三輪委員　やはり本当に今、空調の修繕がなかったかなと、ちょっとどうだったのかな、指定管理者のほうの予算でされたのかなとは思いますが、やはり先ほども言いましたように高齢の方がたくさん利用されておりますし、市民がいろいろ会議するのにも、本当にちょっと今、建物が少ないですのでよく利用するところです。万が一故障で使用できないということになると大変困るということもありますので、ぜひ今後、どういうふうにするのかを早急に検討いただきたいなということ、要望ですけどお願いします。

○委員長　ほかにございますか。

○牧野委員　支出の161ページで聞きたいんですが、この下のほうに介護保険特別会計繰出金が9億300万円ほどありますが、これは3年ごとに支出金の改定をして、大体予定どおりの繰出金ということでしょうか。予想よりふえた減ったとかいうことはあるんでしょうか、9億300万円は大体想定内ということでしょうか。

○高齢者生きがい課長　平成30年度は第7期計画の1年目ということもございまして、おおむね計画どおりという状況でございました。

○牧野委員　はい、結構です。

それで、この成果報告書の225ページにそれが載っておるんですが、この中の実施内容で、その第7期を今つくったということで、国の指標により評価を行いというのが中段にあります。従来の指標と江南市とちょっと違ったポイントというのは教えていただけますか。

○高齢者生きがい課長　こちら225ページに掲げてございます保険者機能強化推進交付金の評価につきましては、平成30年度に新たに創設をされました交付金でございますので、平成30年度に初めて私どもも評価に携わったというものでございます。実施をしておる内容といたしましては、特別交付金いただけるからということで、急に何かこちらの取り組み等を変えたということはございませんが、平成30年度は新たに認知症に関しましては初期集中支援チームと、それから推進員を地域包括に設置し、あとは在宅医療・介護

連携につきましては医師会のほうに委託をさせていただいたというのが、特に平成30年度新たに加わった取り組みでございます。

○牧野委員 新たにということはわかりました。

この225ページに国からの交付額が1,448万9,000円と載っているんですが、これはどこに、この決算書の中に記入されてきているんですか。

○高齢者生きがい課長 特別会計の歳入でございます国庫支出金、国庫補助金、保険者機能強化推進交付金というところに1,448万9,000円歳入されております。

○牧野委員 何ページだね、特別会計の。まあいいや、後から見ますわ。そこに入っているということだね。結構です。わかりました。

これはあと、今度改定するのが1年後かな、2年後か。大体予定どおりの支出だということで、やっぱりふえていくということですよ、基本的には。それで、それを含めて改定料金をしているということで、予想どおりだということで結構だと思います。

次の質問で、163ページで、上から3段目ぐらいで緊急通報装置設置運営事業というのは、これは質問があったと思うんだ、一般質問じゃなかったかな、議案質疑かな。成果報告書の226ページで、これは私見ていてちょっと驚いたんだけど、この表の中に、結構鳴るんだなということにはわかったんですが、実際に鳴る重要性が意外と少なく、誤報というのが、この628台設置してある中で誤報が312回あったというんですが、誤報は単純な押し間違いという、内容は少しわかりますか、誤報は誤報かもしれませんが。

○高齢者生きがい課長 具体的な押し間違い等状況につきましては把握はできておりませんが、高齢者の方ということでございますので、単なる押し間違いもあろうかと思えます。

○牧野委員 その誤報は、多分単純に押しちゃったわけじゃない、テスト通報が1,000回以上というのは、これは義務的にやらないかんことですか。毎日義務的にしているんですか、テスト通報というのは。

○高齢者生きがい課長 これは毎月ではございませんが、委託をしております事業所のほうから定期的に、急なときにもし故障していたらということもございますので、定期的に順番にテストをしておるというものでございます。

○牧野委員 わかりました。

細かいことをもう一回聞きますが、この電池切れというのは本人が気づくものなのか、テスト通報で気がつくものなんですか、これは。

○高齢者生きがい課長 電池が少なくなってまいりますとランプがついて事前にわかるようにはなっておりますが、対応をせずにそのままというものが、こちらの電池切れの267件ということになっております。

○牧野委員 そうすると、その電池切れの267件は、こちらで対応した回数を書いてあるの、これは。すごいね、これは。面倒くさいね。

○高齢者生きがい課長 申しわけございません、お一人お一人のところに電池を補充しに伺ったのかどうか、この対応方法については把握はしておりませんが、事前に予告はできたものの実際に電池が切れてしまったという件数ということでございます。

○牧野委員 これは、実は誰か質問されていたんだけど、年金をもらっていて市民税が1,000円ぐらい払う人がいるんだけど、その人はもちろん無償でできないので買おうと思うと、設置料が何か数万円結構かかるんだけど、緩和策みたいな、年金だけでも、やっぱり80万円だか何かもらうとこれは無償ではもらえなくて、でも生活はそれほど大したことはできないんだけど、こんなに誤報があつては大変なんだけど、その緩和みたいなこと、金がないんだけど緩和みたいなことも、ちょっとここで要望するのはおかしいけど要望しておくということで、結構です、答えられなくても。微妙なんですよ。と思います。

もう一個、ついでに聞いて終わりにしますから。

あと165ページです、決算書の。上から4行目ぐらいで19節の負担金の生きがい推進事業費補助金というのは、これは前からやっていた。新しい新設なのかどういった内容なのか、ちょっと説明していただきたいんですが。

○高齢者生きがい課長 この生きがい推進事業費補助金というものは、毎年補助金を出しているものではございません。今回は、江南市の市老連50周年ということで、50周年記念の式典を開催されましたので、それに対し15万円補助をさせていただいたというものでございます。

○牧野委員 わかりました。これは、去年にもなくて新しく出てきたなどわ

かったんだけど、これは余りにきれいな言葉だから何だかわからないんですよ。今みたいに市老連50周年記念品と書いてもらおうとよくわかるんだけど、生きがい推進事業費補助金という一発ぽんと新しく事業が出てくると、どうい事業をこれから始めるのかなと思うんです。ですから、きれいな言葉もいいんだけど、ちょっと今後表記を、今回限りわかるような、そんなふうにしてもらったほうが決算書が見やすいなあと要望しておきます。

○委員長　ほかにございませんか。

○野下委員　成果報告書の224ページのところに地域包括ケアシステムについて出ております。介護予防と。何点かちょっとお聞きしたいと思いますけど、この中の活動指標で基本チェックリストの実施者数というのがあります。目標値が340です。実績値は183です。かなり少ない。基本チェックリストというのは、多分これは介護予防の中でも大事な部分じゃないかと思っていますけど、これはどうしてこんなに少ないんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　ただいま御質問のありました基本チェックリストの実施者数でございますが、こちらは介護保険の総合事業対象者を選定するために実施をするものでございます。平成27年度までは65歳以上の要介護認定を受けてみえない方に対しまして全員個別通知をいたしまして実施しておりましたので、1万人を超える方に対して実施をしておりましたが、平成28年度以降でございますが、総合事業を見越して全員対象者への通知を取りやめまして、個別で相談に応じながら基本チェックリストを実施させていただくという方法に変更をしております。

変更しました当初、平成28年度は14名という実績でございましたが、その後、地域包括や高齢者生きがい課窓口等で対象者に対し意識的に基本チェックリストを実施していただくという方法を取りまして、平成29年度は247名に増加をいたしました。目標値といたしましては、今後も対象者がふえていくであろうという予測がございますので、340という目標値に向けて取り組んでいるという状況でございます。

○野下委員　ということは、何か制度が変わって、今までは結構対象者に全部送っていたけど、平成28年度以降は、簡単に言うと自己申告みたいなものですよ、希望で自分で言うてくるという形ですよ、今の御答弁は。ただ、

こういうのがあるということ自体がわからない方が多くて、だんだん少なかったということではないですか。

○高齢者生きがい課長 個別で対象者全員に通知するのと、それから随時御相談に応じながら実施をさせていただくという方法では、やはり周知という点では十分行き届かないというところもあるかと思いますが、そのあたりはホームページ、それからチラシ等などで積極的に地域包括にも協力していただきながら周知の実施させていただいているというところがございます。

○野下委員 少しずつ多くなっているんでしょうけど、目標が実績値に対してかなり高いんじゃないかなと思うんですよね。だから、こうやって議会でも言われてしまうと思うんで、この辺はもうちょっと見直して、周知をしっかりとやるから340人でというんじゃないくて、今の現状ですから、本当に担当として、この目標値がどうやって出されたのか僕はわかりませんが、ある程度現実に合ったような目標値を出して、それに向けて努力してもらうことが大事じゃないかなとこれは思いますので、その辺はちょっと御要望で。

それからもう一点、認知症初期集中支援チーム利用者数、これは今年度からでしたかな、ひょっとして。ごめんなさい、40人の目標に対して34人ということですから、認知症の初期ですから、そういう疑いがある方というのはこれからどんどんふえていっているということで、ある程度効果はあると思うんですけど、まだ行っていないということですが、この辺はどういうふうに見えていらっしゃいますか。

○高齢者生きがい課長 目標が40人という目標を掲げましたが、実績値34人ということではございました。平成30年度が認知症初期集中支援チームを設置して初年度ということもございましたので、地域包括が平成29年度から引き続きながら認知症の方に対しての支援をさせていただく動きの中で集中支援チームのほうにつなげていったという状況でございます。当初40人を目標にしておりましたのと、現実、平成30年度に実施した感覚というか実績で見込みと少し違ってきた点は、1件に係る時間数、相談なり訪問なりという対応する時間数が見込みよりも1件に関し多くかかったという実績がございましたので、しっかりと1件に対してはかかわることができたというふうに見ております。

○野下委員　まあそういう理由であれば、しっかりとそういう対応が必要だということですのでございますから、これは非常に大事なシステムだと思いますから、これはぜひ、また地域包括を経由するなりして、相談者が少しでも多く相談していただいて、初期の段階でいろんなケアができるような体制をこれからもとってもらいたいと。

それからもう一点だけ。

実施内容のこの表の中で一番上の段のところで、地域包括ケアシステムの関係で2市2町の広域で尾北医師会を中心に在宅医療と介護連携推進事業を開始したとあります。これは、その前に住みなれた地域で自分らしく生活が続けられるということが目的でありますから、具体的にはどういうことを開始されたんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　平成30年度からここに掲載してございますとおり、2市2町広域で尾北医師会に在宅医療・介護連携推進事業を委託いたしました。平成29年度までは江南市におきましては在宅医療部会という部会の中で江南市なりに、こういった在宅医療・介護連携の取り組みに対しては取り組んでまいりましたが、やはり広域で行う重要性というものがございまして、包括ケアシステムは市単独ではなく、やはり広域で構築していくのが望ましいということございまして、尾北医師会のほうも積極的に手を挙げてやりましょうというお声をいただいたものですから、2市2町で実施をすることができたというものでございます。

○野下委員　それはわかったんですけど、具体的に何かもう動いているという、在宅医療と介護連携ですから、その辺、何か動いているというのがありますか。

○高齢者生きがい課長　失礼いたしました。

実際には、平成29年度まで尾北医師会におきましては在宅ケアサポートセンターというセンターが立ち上がっておりまして、そこの中で在宅医療に関して、主には訪問看護ステーションの看護師さん等、そういった専門職種に対する支援を行ってございました。それとは別の、ケアの部門におきましては広域に連携に向けては取り組んできていただいておりますので、その実績をそのまま引き継いで平成30年度に実施していただいている部分と、それか

ら各市町で実施をしてきました在宅医療に関する取り組みにさらに協力していただく部分とということがございまして、特に急に平成29年度から平成30年度、何か取り組みが変わったかといいますと、その前からやってきていただいたものを2市2町広域で共通で足並みをそろえて実施できるようにしていったものでございます。

- 牧野委員 　同じ質問なんですけど、決算書の423ページで、いかんの、これは。いいんだよね。だめか。今はだめなんだ。今ここで聞いたら関連でもだめなんだ。それじゃあ、また後ほど。

〔「特別会計絡みになるから」と呼ぶ者あり〕

- 牧野委員 　特別会計が絡むからな。じゃあいいよ、また後ほど。

- 委員長 　じゃあ後ほどということで。

ほかの質疑はございますか。

- 三輪委員 　成果報告書の182ページのところなんですけれども、高齢者の在宅生活のための福祉サービスは充実していると感じる市民の割合というので、基準値、平成29年度が16.6%で、これはその後の目標も何もないんですけれど、それで日常生活支援として先ほどからあるように、例えば緊急通報装置の設置など、いろいろ政策をやっていただいとお金もかけていただいていると思うんですけれど、平成28年度にわずか16.6%の方しか「充実している」というふうに、多分アンケートか何かでこういう結果だったと思うんですけれど、というのの原因といいますか、それで、もう少し、今、施設からなるべく自宅へというような方向はされているんですけれど、やっぱり在宅では不安というか、そういうことが多い方が多いのではないかなと思うんですけれど、今後この数値、目標値がない理由と、今後何かやっていく方策があるとしたら教えてください。

- 高齢者生きがい課長 　こちらは市民アンケートの結果を、こちらの基準値及び実績値のほうに掲げるものでございまして、高齢者生きがい課のほうで把握ができるものではございませんので、何とも評価というところは難しいところでございますが、今後は先ほどもお話が出ました包括ケアシステムの推進等が進んでまいりましたら、こちらの市民の満足度も上がっていくようにつながっていけばというふうには考えております。

○三輪委員　その下の要介護認定の居宅サービス利用者の割合が62.8%ということなんですけれど、これももう少し利用があってもいいんじゃないかと思うんですが、目標値もほとんど同じなんですけれど、要介護認定があってもサービスを利用していない方があるということは、施設を利用していらっしゃるといようなことでしょうか。

○高齢者生きがい課長　おっしゃるとおりでございます。施設に入っていらっしゃる方は居宅サービスの利用ではございませんので、こちらの数字にはあらわれてきておりません。

○委員長　ほかにございますか。

○長尾委員　先ほどの三輪委員の話にちょっと絡めての話になるんですが、成果報告書の182ページのところの上の段の成果の状況、平成29年度のところの基準値として書いてある16.6%なんですけれども、実はこの事業自体、全体としては平成29年度、それ以前もずっと継続している事業になっていまして、平成29年度の成果報告書を見ると、目標値は50%になっていて実績値36.2%となっているんですね。それで、それが平成30年度の基準値が16.6%を目標値にするということで、全然平成29年度実績から見ても、この基準値というのは余りにもちょっと低過ぎる、達成できているような数字をもう一回基準値にしてしまっているの、ほかのページもそうなんですけど、今回の改定で基準値がかなり下がっていて、これまで雨マークだったものも軒並み全部晴れマークとか曇りマークになっています。野下委員から先ほど適切に合ったものにしたほうがいいという話もあったんですけど、逆にこれは実績クリア以下になっているので、ちょっと問題がありますので、来年度以降はもっと見直しをしていただくように、これは要望として捉えてください。お願いいたします。

○委員長　答弁はよろしいですか。

○長尾委員　要望だけです。

〔「ちょっと暫時休憩してもらえ」と呼ぶ者あり〕

○委員長　暫時休憩します。

午前11時12分　休　憩

午前11時22分　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに何か質疑はございますか。よろしいですか、高齢者生きがい課については。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃあ、高齢者生きがい課についてはここまでとさせていただきます。

続いて、福祉課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、福祉課所管につきまして御説明させていただきますので、決算書の60ページ、61ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

12款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料のうち福祉課所管は、わかき園目的外使用料、駐車場初め3件でございます。

2枚はねていただきまして、64ページ、65ページの中段をお願いいたします。

12款2項2目民生手数料、1節社会福祉手数料の在宅障害者地域活動支援センター事業手数料でございます。

次に、はねていただきまして、66ページ、67ページの中段のほうをお願いいたします。

13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金初め4件でございます。

続きまして、中段やや下の3節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金初め9件でございます。

はねていただきまして、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金のうち福祉課所管の地域生活支援事業費補助金でございます。

同じページの上から4段目をお願いいたします。

3節生活保護費補助金の生活保護費補助金でございます。

同じページの下段をお願いいたします。

3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。

続きまして、次の段の2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

72ページ、73ページの最上段をお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち福祉課所管の障害者自立支援給付費負担金を初め3件でございます。

同じページの上から3段目をお願いいたします。

3節生活保護費負担金の生活保護費負担金でございます。

同じページの中段をお願いいたします。

2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金初め8件でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページの上段をお願いいたします。

3項2目民生費委託金、2節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

同じページの中段やや下のほうの4項1目民生費交付金、1節生活保護費交付金の社会保障生計調査交付金でございます。

2枚はねていただきまして、80ページ、81ページの中段をお願いいたします。

17款2項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち福祉課所管の江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

2枚はねていただきまして、84ページ、85ページの下段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、11節雑入のうち福祉課所管のコピー等実費徴収金を初め7件でございます。

2枚はねていただきまして、88ページ、89ページの中段をお願いいたします。

3目過年度収入、1節過年度収入のうち福祉課所管の平成29年度分障害児通所給付費国庫負担金精算金を初め3件でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。

166ページ、167ページをお願いいたします。

上段の3款1項2目障害者福祉費で、右側備考欄、人件費等から175ページの備考欄、わかくさ園維持運営事業まででございます。

続きまして、182ページ、183ページをお願いいたします。

上段の3款1項4目福祉活動費で、右側備考欄、社会福祉関係団体育成事業から最下段の民生委員推薦会事業まででございます。

続きまして、206ページ、207ページをお願いいたします。

下段の3款3項1目生活保護費で、右側備考欄、生活保護事業から、はねて209ページの備考欄最下段の生活困窮者自立相談支援事業まででございます。

続きまして、210ページ、211ページをお願いいたします。

最上段の3款4項1目被災者支援費で、右側備考欄、災害援護事業まででございます。

歳出は以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員　成果報告書のほうの192ページになりますが、生活保護の廃止世帯数が、今回実績が目標値を上回っていいことだと思いますが、昨年度までは率であらわしていたんですけど、ことしは数字に変わってしまって、ちょっとそこがわからなくなってしまったんですが、この38件というのは何%に相当するものなのか教えていただけますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　昨年は生活保護世帯の自立した割合ということで、こちらのほうは廃止世帯数から出した割合を出したんですけども、平成29年度は14.3%でしたが、平成30年度は13.0%という結果になりました。

○長尾委員　ありがとうございます。

これは例年、大体これぐらいの数値で推移しているものでしょうか。何か例年、時によっては20%を超えたとか、何か実績が出たとかありますでしょ

うか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 特にずうっと出しておるものではございませんが、現状の生活保護世帯でいいますと、生活保護世帯というのは平成28年度末まではずうっと伸びておりました。平成29年度からだんだん減少傾向にはございます。今現状でいいますと444世帯、8月1日現在ですけれども444世帯ございますので、どうしても死亡とかによって左右はされまされども、現状としてはずうっと同じような数字をキープしている状況でございます。

○長尾委員 ありがとうございます。

もう一つだけ聞かせてください。

成果報告書の194ページのほうの話になりますが、ここでは決算額としてはゼロで、特にお金を使った何かをやっているわけではないんですが、成果の状況としてはすばらしい100%という実績が出ているんですが、これは特に、事業的に何らかの作業とか、何か個別にやられたことはあるんでしょうか、教えてください。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 こちら100%という数字で、現状の数字としては5名の方が対象になっておまして、5名の方は全て高校へ進学しております。現状、特に学習支援めいたものというのは何も実施はしてありませんが、生活保護の担当の者が直接世帯の方にお邪魔するときに、中学生とか高校生のいる世帯については進学するようにという指導はしておりますので、その結果だと思っております。

○委員長 ほかにございますか。

○尾関委員 同じページの194ページですけど、もう一つ追跡できているかどうかなんですけど、この卒業率ですね、高校の、結局そっちのほうが大事故かなというところがあって、何でかというところ、その3年間、生活が苦しかったりとか、高校って思ったよりお金がかかりますので、ちょっと学校の継続を断念するということがあり得るかもしれないので、その辺は調べていらっしゃいますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 時にはやっぱり高校を中退される方も正直見えます。平成30年度の状況でいいますと、こちら高校を卒業された

方が3名ございまして、そのうち1名は大学のほうに進学しております。2名の方は就職という形になりましたので、特にそれ以降、どうなったかまでは追跡はしておりませんが、現状としてはそういった状況でございます。

○牧野委員 最後の生活保護が来ちゃったから、生活保護についてちょっと聞こうと思って。

決算書の209ページ、この209ページは生活保護とは直接関係ないんだけど、かなり関係があって、一番下に被保護者就労支援事業で就労支援員、多分1名だと思う、153万円という報酬が出ているんだけど、この実績は平成30年度はどうでしたでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 平成30年度の実績は、24名の方の就労支援ということで相談を受けております。平成29年度は22名、平成28年度は30名ですので、大体30名前後でそういう就労の相談がございます。

○牧野委員 はい、結構だと思います。

それで、この209ページの一番下に、これもよく似ているんだけど、自立相談支援委託料というふうに出しておりますけれども、これは意外と実績は計画はつくっても実行はできないと思うんだけど、この実績はどうでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 こちらの生活困窮者自立相談支援事業というのは社会福祉協議会のほうに委託しておりまして、通常的生活保護の相談はうちのほうに来ますが、生活保護になる一歩手前、短期間生活が困窮しておるといった状況の方が相談していただくということになりますが、平成30年度の実績では90世帯の方が相談を受けております。こちらのほうは、どうしても景気に左右されるのか状況によって左右されますので一概には言えませんけれども、世帯数だけでいいますと、平成28年度は58世帯、平成29年度は71世帯で平成30年度は90世帯ですので、世帯数では伸びておる状況でございます。

○牧野委員 確かに社会福祉協議会と連携で、とってもいいと思うんですけどね、なかなか実態が、一生懸命やってもらっているんだけど、景気に左右されるということで、わかりました。余り細かいことは聞きません。90世帯やったということで、了解しました。結構です。関連で。

- 委員長　ほかにございますか。
- 野下委員　決算書の167ページの基幹相談事業についてなんですけど、ここにあります報償費で臨床心理士謝礼というのがついていますが、これは、この臨床心理士が勤務される日にちとか、時間帯はどうなっていますか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　発達相談という形で、わかくさ園のほうになりますけど、こちらのほうで25回ほど実績としてあります。大体、月2回から3回行っております。プラスして、巡回相談といたしまして、各保育園、わかくさ園も含めてですけれども、巡回相談として、こちらのほうも平成30年度の実績では31回ほど巡回して、保育士の方とか基幹相談を受けるというような形をとっております。
- 野下委員　そちらの関係の方ね。
- 基幹相談って本庁のところにも看板が出ていますよね。この基幹相談というのは、いろんな障害の方々の関係が相談に見えるのかな。その場合、この本庁と、それから委託料の、その下の障害者福祉相談支援事業委託料とあるでしょう。これは社会福祉協議会かな。これは両方で基幹相談はされているんじゃないんですか。まずその点を。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　こちらのほうは、市の基幹相談支援センターといたしましては虐待とかそういったものを含めた、社会福祉協議会のほうではなかなか支援できない部分について相談を受けておるような状況で、社会福祉協議会のほうは、その他いろいろな細かな相談ですね、そちらのほうを全般的に受けていただいているという状況です。ただし、こちらのほうであれば全て社会福祉協議会のほうに全て丸投げするかというわけではなくて、当然こちらのほうに障害者の関係の相談がありましたら、こちらのほうは担当窓口の職員が親身になって相談を受けているという状況でございます。
- 野下委員　今、課長から窓口の担当の職員とおっしゃいましたけど、こういう相談というのは資格を持った職員じゃなくてもできるんですか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　専門的な話になりますと、やはり社会福祉士の資格を持ってみえる方とか精神保健福祉士の資格を持ってみえる方がいいかと思います。今現状、福祉課のほうでは相談業務に携わっておる

者として、正職員では保健師が1名、パート職員になりますけれども社会福祉士の資格の方が1名ございます。平成30年度に至りましては、もう一人パート職員で2人お見えになりましたけれども、ちょっと1人、平成30年度いっぱいではやめられたもんですから、今現状は専門員としては2人、ただし、福祉課の職員もいろいろな研修の中で対応できる部分もございますので、こちらのほうはなるべく連携をとりながら相談対応をしておる状況でございます。

○野下委員　　そういうパートの方とかの相談に精通している方々が見えるという話なんですけど、今後、これは一括でどこか統一するという考えはないですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　今現状としては社会福祉協議会のほうに委託して相談を受けております。できれば市民の立場からいくと、一つの窓口となって基幹相談支援センターが一本化して全ての相談に対応できるような体制というのが一番理想かと思っておりますが、今現状としては市と社会福祉協議会のほうで振り分けて行っております。今後については、なるべく窓口の、今回も総合窓口の話が少し出ましたが、なるべく市民の方が戸惑わないような形で組織されればなどは思っております。

○牧野委員　　決算書の167ページ、関連で。成果報告書の227ページで、この地域福祉活動推進事業10万6,950円、これは各小学校区でということと、その福祉シンポジウムということで、それぞれの出席延べ人数はどうでしたか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　地域福祉懇談会として平成30年度は5回開催しております。5会場で69名の方が参加しております。

また、地域福祉シンポジウムのほうになりますけれども、こちらのほうは講演会とあわせてシンポジウムを1月19日に実施しておりましたが、講演会としては215名、シンポジウムは170名の方が参加というのか出席しております。

○牧野委員　　というと、このシンポジウムと講演会は1月19日とわかりました。これは案内が来ていましたけど、この地域福祉懇談会を小学校区ごとにと書いてあるんだけど、5回ということは10回じゃないの。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　当初10会場で予定しておりましたが、

ちょっと人数が余り多く集まらなかった影響もございまして、なるべく近い地域の方と一緒にあわせてやったという経緯がございます。

○牧野委員　基本的には、この社会福祉協議会が主体にやってもらっていて、市は多少資金的な援助をしている、企画とかを含めてやってみえると思うんですけども、この地域福祉懇談会の目的、地域サロンだけじゃないと思うんですけど、目的と回数、今後もこれはやっていくんですかね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　平成30年に地域福祉計画を策定いたしましたして、地域福祉の活動というのがこれから非常に大事になって、なかなか行政というよりは地域で支え合うということでやっております。その関係で地域福祉活動推進事業として地域福祉懇談会など実施しております。昨年度は5会場で69名の方が参加してやって、地域の課題とかそういったものを話し合うという場を設けました。今年度に至っては、現状としては同じことをやっても余り、もしかしたら進歩がないんじゃないかということで、今年度については、まずもう実施しましたが、8月27日の日に民生委員さんを集めて、民生委員さんの中で、その地域の課題とか、その課題に対する民生委員の役割はどういったことがあるんだろうということで、各グループに分かれて話し合うという機会を設けました。

また、あと1回、今回2回予定しておりますが、高齢者のほうのサロンの集まりがございまして、冬場になるとと思いますが、そこでサロンの集まりの中で同じようなこと、地域の課題、そのサロンとしての役割とか、そういったものを話し合う場として地域福祉懇談会を今年度は開催したいと思っております。

○牧野委員　これはもう本当に地道な活動で大変なんですけど、こつこつやっていたいただきますようによろしくお願ひします。結構です。

○三輪委員　済みません、ちょっと先ほどのところに戻りますが、成果報告書の186ページの中で、先ほども相談がすごく1,331件とたくさんの相談を受けていただいて、ありがたいなというふうに思うんですけども、その課題のところ専門性の確保が不十分で質の高い相談が困難というふうにあるんですけど、やっぱり窓口だけでなかなか相談というのは難しいので、やっぱりこういう相談ならこういう弁護士とか、こういう方につなぐネットワ

ークはお持ちだと思いうんですけれど、そういうところにつないでいただいて、やっぱり相談された方が解決できる、そういうのをぜひとっていただきたいということをお願いします。

もう一つ、成年後見制度の利用支援件数というのが目標2件で実績2件ということで、今般、条例改正の中でもこの成年後見制度に関するものがたくさん条例改正されて、そういう方に対する見方が変わってきたというか、そういう方もみんなと一緒にやっていくということになったと思いうんですが、ちょっとこの件数が少ないように思いうんですけれど、こういうことに関して相談できるよという周知というのはされているんでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　現状としては具体的な周知までは正直行っていないのが状況でございます。こちらのほうの2件というのは、成年後見制度を利用して、なおかつ所得が低いということで報酬助成した方の数でございます。一般的に、障害者であっても収入がある程度ある方というのが見えますと、そういった方というのは直接弁護士に相談されたりするケースが多いものですから、そこまでの人数としては把握はしておりませんが、包括支援センター等、いろんな状況が把握できる機関もありますので、その方からの相談があれば、こちらとしても対応はきっちりしたいと思っております。

○牧野委員　関連で、決算書の169ページ、成年後見制度。

今、三輪委員が聞いた利用件数は2件でいいんですけれども、決算が昨年に比べて58万3,000円と倍増しているんだけれども、その理由は、今言った何か費用を弁償されたということで58万円かかっているの。ちょっともう少し聞きたいんだけど。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　平成30年度の報酬助成は、先ほども申しあげましたように2件ございまして、お二人の方が助成を受けられております。こちらのほうの金額というのは家庭裁判所の審判によって報酬決定されまして、その決定額というのは本人の財産状況とか、その辺を考慮して家庭裁判所が決定しますので、その決定が一応月額として2万8,000円までが上限がありますので、毎月、それに対するお金の費用として今回は発生しておりますので、こちらのほうが、よくある話が、例えば今はないんだけれ

ども、成年後見制度を利用されることによって余分なお金を使わない場合が出てくると、逆に助成しなくても自分の年金の中で対応できたりしますので、そうすると報酬助成の件数が減って金額が少なくなったりとか、例えばなかったりということはある状況になっています。

○牧野委員　私の認識が甘くて、成年後見制度をすると、例えばいろんな収入とか預金とかいうのが、弁護士さんが多分絡んで、親族が絡む場合もあるけど、月々幾らと決めて、特別の場合は出せるんだけど、そういうふうな計画的な支出に基づいて、自己決定権なくして人から自分のお金を使いながら生活していくと思っていたの。今話を聞いていると、足りない分が出せるの、そういうことと違うんだね。足りない分は補填できるの。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　足りない分を補填といいますか、所得が低いために、例えば弁護士さんとか司法書士に費用がかかるお金が払えない場合を、お金がないとその分払いようがないので、その分を弁償するという形になります。

○牧野委員　はっきり理解できました。だから58万円余分にかかった。はい、わかりました。

○委員長　ほかにございますか。

歳入で85ページのところで生活保護に関して3件ありまして、生活保護費の返還金ですとか生活保護費の徴収金、あるいは生活保護開設者不当利得返還金ということで結構な金額になっているんですけど、この概要について、ちょっと御説明いただけますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　まず生活保護費返還金の1,360万2,688円は、件数としては60件ございます。こちらのほうは法の第63条の規定に基づくもので、こちらのほうは返還金が不正受給に至った経緯が特に悪質ではないと認められた場合に適用されるものでして、一番多いのは年金の遡及受給ということで、そのうち17件、408万8,141円ございます。年金の決定というのは申請してすぐにおりるわけではないものですから、生活保護受給中にあっても認定がおりない場合がございます。そのときに遡及して年金がもらえるようになりますよといった場合に生活保護費からその分を差っ引いて返してもらうという形になります。それが返還金という形になります。

次に、生活保護費徴収金、こちらのほうは167万3,623円で21件ございます。こちらのほうは徴収金が不正受給に至った経緯が非常に悪質だといった場合に適用しております、こちらのほうは一番多いのは、いろんな年金収入があったのにもかかわらず、それを隠して申告していないというケースの場合が14件ございまして、こちらのほうは徴収金という形ですぐに返してくださいということで対応しておりますが、現状としては全てやっぱり返ってくる状況ではございませんので、生活保護担当のほうで、すぐにでも返還するようという指導はしております。

次に、生活保護開設者不当利得返還金でございます。こちらのほうは、診療報酬の請求の中で不適当な事実が認められたということで返還金が生じたものでございます。

○委員長 わかりました。

ほかに何か。

○牧野委員 171ページ、この中段で重症心身障害者（児）短期入所利用支援事業費というのは、これは新たに出てきたのか、前からあったんですかね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 こちらのほうはもともとあったんですけれども、重症心身障害者（児）ということで、非常に重度、知的と身体障害が両方ある方の短期入所、ショートステイでありますので、なかなか実績がないと費用としてはゼロという場合がございます。

○牧野委員 だから、今回の平成30年度決算に出てきたということですね。

それともう一個、その同じページで地域生活支援事業の委託料の移動入浴車派遣委託料なんだけど、これは決算が上がったのは何か理由があるんですか、322万9,500円。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 こちらのほうは移動入浴車の単価のほうが上がってまして、9,000円だったのが9,500円に単価が上がっております。また、利用人数も非常にふえておりまして、平成29年度実績は、人員としては余り変わらないんですけれども、延べ回数は263回で、平成30年度が341回になりまして、その分だけ多くなっています。

○牧野委員 わかりました。結構です。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　そうしましたら、時間も時間ですので、福祉課についてはこれで終わらせていただくということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　じゃあ、福祉課については質疑が尽きたようでありますので、時間も時間ですので、このあたりでちょっとお昼の休憩ということにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前11時56分　　休　憩

午後 1 時08分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計の歳入歳出決算認定の質疑を続けていきたいと思いますが、お昼前に福祉課まで終わっておりますので、続きまして健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　それでは、健康づくり課所管について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明させていただきます。

決算書の64ページ、65ページ中段をお願いいたします。

12款 2 項 3 目 1 節保健衛生手数料、備考欄、健康づくり課所管の江南市休日急病診療所診療収入初め 5 項目でございます。

はねていただきまして、66ページ、67ページの下段をお願いいたします。

13款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

2 枚はねていただきまして、70ページ、71ページ中段をお願いいたします。

13款 4 項 3 目 1 節保健衛生費交付金、備考欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページ中段をお願いいたします。

14款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページ上段をお願いいたします。

14款2項3目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金初め4項目でございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして84ページ、85ページの上段をお願いいたします。

19款5項2目6節健康診査等実費徴収費、備考欄、健康づくり課所管の健康診査等実費徴収金でございます。

次に、同ページ下段の11節雑入、備考欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費初め4項目でございます。

2枚はねていただきまして、88ページ、89ページ中段をお願いいたします。

19款5項3目1節過年度収入、備考欄、健康づくり課所管の平成29年度分未熟児養育医療給付費国庫負担金精算金初め2項目でございます。

以上は歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、決算書の210ページ、211ページをお願いいたします。

中段でございます。4款1項保健衛生費、1目健康づくり費、211ページの備考欄下段、健康管理事業から218ページ、219ページから221ページに至っております保健センター維持運営事業までの全16事業でございます。

恐れ入りますが、大きくはねていただきまして、366ページ、367ページをお願いいたします。

最下段の11款1項災害復旧費、5目保健衛生施設災害復旧費、367ページの備考欄最下段の災害復旧事業でございます。

健康づくり課所管については、以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員　成果報告書の200ページのほうに記載してある内容でお尋ねいたします。

肺がん、大腸がんの検診率、かなり高く非常に喜ばしいことかと思いますが、これについて近隣の市町村の実績がわかれば教えていただけますし

ようか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 平成29年度のがん検診の、これは受診率でございますが、江南市におきましての肺がん検診の受診率は9.5%です。

今、こちらの200ページの実績値88.5%になっておりますけれども、これは肺がん検診の精密検査の受診率で、異常がある方がどれだけ受診をされたかというところの実績になっておりますので、今し方受診率で比較のほうをさせていただきますと、先ほど肺がん検診が9.5%、そして大腸がん検診が9.7%でございます。

それに対しまして愛知県の平均でございますが、肺がん検診が21%、大腸がん検診が18.7%ということで、県の平均と比較をいたしますと低い状況でございます。

なお、こちらの肺がん検診の受診率なんですけれども、実は分母が江南市の対象人口となります。それに対して分子が市のがん検診を受けられた方ということで、例えば職域、職場のほうでがん検診などを受けられた方の数字は入っておりませんので、そういったことでかなり数字的には低い数字ということになっております。

- 委員長 よろしいですか。

- 長尾委員 はい。

- 委員長 ほかにございますか。

- 野下委員 決算書の215ページの扶助費のところ、風疹ワクチン接種助成金というのと、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種助成金とありますけど、まず風疹ワクチンについては、これは女性だけの結果ですか。男性は入っていませんか、まだ。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 今、野下委員さんおっしゃられましたとおり、こちらは妊娠を希望される女性の方が対象となっておりますので、この5万1,290円の中に男性は入っておりません。

ただ、令和元年度より追加対策がとられておりますので、来年度の決算にはそちらのほうもしっかり上がってまいります。

- 野下委員 ですよ。はい、わかりました。

じゃあもう一点、この高齢者用肺炎球菌ワクチン接種助成金というのが、この成果報告書を見ると、何か平成31年度以降の国の方針の決定がおくれて、テレビなどでの宣伝が減ったことによって接種率が少なくなっていると書いてありますけれども、これは平成31年度以降の国の方針の決定がおくれて、コマーシャルなんかでやらなかったということですか。これが平成30年度のこれに影響しているということなんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　高齢者肺炎球菌ワクチンの20節の扶助費にあるものは任意接種でございまして、こちらは75歳以上の方で、節目に該当しない方がこちらに計上されております。

通常高齢者肺炎球菌ですと、平成30年度までは、65歳以上の方が節目の年に接種ができます。そちらに関しましては、こちらの13節の予防接種委託料の2億5,117万4,649円のほうに入っております。

今の話で、こちらのまず成果報告書のほう、どういう話だということになりますと、実はこちらのほうが平成30年度までの経過措置といたしまして65歳以上の方、5歳ごとの節目年齢の方も対象とされておりました。それが一応平成30年度をもって終了するような話もありましたので、そういったこと、結果としては、平成35年度までさらに5年間延長がされておりますけれども、そういったこともございまして、テレビでの肺炎球菌のコマーシャルは頻度が少なかったということがあり、受診率に影響したのではないかとということでございます。

○牧野委員　話を戻して、この成果報告書の200ページで、せっかく聞いてくれたんで、私ちょっと回答を聞いていて不思議に思ったんで、ちょっとごめんなさい。

江南市の肺がん検診受診率9.5%とか大腸がん検診受診率9.7%というのは、全人口に対する受診率。

○健康づくり課長兼保健センター所長　対象となる方です。例えば、乳がんであれば……。

○牧野委員　全女性。

○健康づくり課長兼保健センター所長　年齢もありますので、その対象となる方の人口数が分母となります。

○牧野委員　　そうすると、肺がん検診に限ると、年齢を男女問わずある年齢から出しているの、国保も協会けんぽも組合健保も全部含めて。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　分母に関しては全人口というか、その対象の人口ということになりますので、今、牧野委員おっしゃられました協会けんぽも国保も含めた数字になりますけれども、ちなみに今、胃がん、肺がん、大腸がんにあつては40歳以上の方が対象となりますし、乳がんですと、マンモグラフィ検査は40歳以上の女性の方、あと乳がんの超音波検査でいうと30歳から39歳の方の人口数ということになります。

○牧野委員　　ありがとう。

ただ、県が21%の数字に対して低過ぎるんで、県の基準値と江南市の基準値と、この表とは関係ないんだけど、余り差があるのは、県もそういうふうなある基準値で出しているんでしょうかね。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　いえ、この分母の考え方にあつては全国一律な考え方でございます。

○牧野委員　　江南市も県も分母は一緒だということ、わかりました。

これは私、昔調べて、ちょっとここでは一般質問と違うけど、補助率の違いがありまして、市町村で、僕を感じて言うと。それで受診率が結構差があるんで、江南市はある枠の中で決めているものですから、金額の中で。というような、そんなような分析をされたことがありますか。あんまり低く過ぎるんだよね、県に比べて、受診率が。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　補助の方法、他市町いろいろあると思いますけれども、江南市にあつては自己負担率をおおむね2割ということで設定してやっております。

○牧野委員　　ここでひっかかっちゃったんだ。私は、この実績値で晴れマークがあるんだけど、要精密検査が出て、74.2%で晴れということ自身がもう既におかしいので、やっぱりこういう数値のつくり方というのは、基準値、目標値、実績値と過去のデータを出してあるんだけど、やっぱりまた見直すことが必要だなあという提案です。お答えは要りません。結構です。

○委員長　　ほかにございますか。

○三輪委員　　217ページの発達支援事業のところの126万円というのがあるん

ですけれど、先ほどの福祉課のほうで、わかくさ園のところで発達支援相談というのをやっているというふうに聞いたんですけれど、これとわかくさ園の違いとか、これはどこでどんなふうにやっている発達相談でしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらの発達支援事業につきましては、乳幼児健診なんかで発育、発達におくれが見られる乳幼児に対しまして、小児科医や心理相談員が個別に相談対応して、また言葉のおくれなどにある児童を対象に、保健センターにおきまして集団での遊び教室を実施するなどによって、かかわり方や遊び方などを経験してもらっているような事業でございます。

○牧野委員　じゃあ私も217ページで、この20節の扶助費の一般不妊治療費助成金というのが昨年度に比べてふえているんだけど、人数的な問題と、あと県の補助がこれには入っていないんですかね。平成30年度と平成29年度両方わかりますか。

○委員長　まず人数から。

○健康づくり課長兼保健センター所長　お待たせいたしまして済みません。

平成30年度でございますが、35組でございます。平成29年度は27組でございます。

○牧野委員　なるほどね、組なんだ。

○健康づくり課長兼保健センター所長　はい。

そして、県の助成が入っているかということでございますが……。

○牧野委員　県は県でありますよね。その人数は入っていないんだ。

○健康づくり課長兼保健センター所長　一般不妊治療費の助成というのは、市の事業としてやっておりますけれども、こちらに対して県費が2分の1でやっております。

一般不妊治療というのは、人工授精なんですけれども、もう少しステージの上がった体外受精だとか顕微授精、こういったものを特定不妊治療といいますけれども、この特定不妊治療に対する助成事業は県の事業としてやられております。

○牧野委員　そういう特定不妊治療の人数とかデータは、市にはつかんでいないということですね。

○健康づくり課長兼保健センター所長 特定不妊治療費の組数でございますけれども、平成30年度の実績といたしまして72組でございます。

○牧野委員 県全体じゃないでしょう、市でしょう。

○健康づくり課長兼保健センター所長 江南市の方として72組でございます。

○牧野委員 はい、わかりました。

やっぱりそういう高度という方もいるんでね、わかりました。決算には35組ということで、ふえているということで結構です。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 219ページに休日急病診療所運営事業ということで、医師会に委託していると思うんですけれども、ちょっとその中で、内科、外科、歯科ですかね。歯科もあったと思うんですけれども、歯科については、何日開設されて、何人の方が受診されましたでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず、日数につきましては、歯科も医科も72日でございます。ただし、年末年始を除きまして歯科のほうは半日で終わりますので、この開設時間のほうが医科と歯科では異なっております。

あと人数でございますけれども、受診状況ですが、平成30年度といたしまして実績、内科が1,658人、小児科が1,079人、外科が261人、歯科が107人ということで、合計3,105人でございます。

○牧野委員 いや、これは質問じゃないですけど、この委員会と私個人の提案ですが、歯科が今、江南市内で土・日やっているところが何者あるか御存じですかね。わからなければいいです。あると思いますので、やっぱり休日診療の中から歯科を外しても、治療器具だとかコストとかかかり過ぎているんで、受診率に対して。検討をぜひお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 実は、土曜日は歯科はやってますけれども、日曜日にやっている歯科というのはありますが、歯科医師会に未加入な方でありまして、歯科医師会の加入条件に沿わないということでなかなか難しい問題がございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 その歯科についてのコストというのは幾らかかっているんですか、この委託料の中で、歯医者に対して。この歯科医師会に委託してそこから歯

科医に報酬が払われていると思うんですけど。

○健康づくり課長兼保健センター所長　ごめんなさい、今、持ち合わせはございませんが、歯科の医師に対する日額は3万6,390円。この方が歯科は1名ですので、先ほど72日と申しあげましたけれども、済みません、歯科の医師が計算をいたしますと、年末年始が1日あける関係で、歯科の医師の報酬といたしましては292万9,000円ほどでございます。あとは、附属、附帯いたしまして歯科助手が56万1,000円ほど、こちらが主たる経費ということになってまいります。

○委員長　ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、続いて保険年金課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　保険年金課所管の決算について御説明をいたします。

最初に、歳入でございます。

決算書の66ページ、67ページをお願いいたします。

中段にございます13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金でございます。

1枚はねていただきまして、68ページ、69ページの上段にございます13款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金と、その最下段にございます13款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課所管の基礎年金等事務費委託金初め2項目でございます。

70ページ、71ページをお願いいたします。

最下段の14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、はねていただきまして73ページ、備考欄の上段にございます保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金初め2項目でございます。

最下段のうち、14款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の後期高齢者福祉医療費補助金初め6項目と、その下に

ございます2節児童福祉費補助金のうち、保険年金課所管の母子・父子家庭医療費補助金初め4項目でございます。

はねていただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

最下段にございます19款5項2目雑入、4節医療費付加給付徴収金の障害者医療高額療養費徴収金を初め11項目でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページの下段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、11節雑入のうち、保険年金課所管の愛知県国民健康保険団体連合会国保保健事業助成金初め3項目でございます。

少し飛んでいただきまして88ページ、89ページの中段をお願いいたします。

19款5項3目過年度収入、1節過年度収入のうち、保険年金課所管の平成29年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金でございます。

続きまして、歳出でございます。

176ページ、177ページをお願いいたします。

上段、3款1項3目社会保障費、備考欄、人件費等から180ページ、181ページ最下段の国民年金事業までの13事業でございます。

次に、204ページ、205ページをお願いいたします。

中段にございます3款2項3目医療助成費の備考欄にございます福祉医療費助成事業と子ども医療費助成事業の2事業でございます。

以上でございます。

なお、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員　それでは、成果報告書の208ページのほうで、これも先ほどから聞いているような質問と同じ質問になりますが、ここでは特定健康診査受診率、後発医薬品の使用割合、後期高齢者健康診査受診率とありますが、これの近隣との比較結果はどうでしょうか。

○保険年金課長　県下の数字としては平成30年度がまだ出ておりませんものですから、平成29年度で御説明させていただきますと、まず特定健康診査受診率でございますが、平成29年度が県平均が44.4%。なお、この成果報告書にはございませんけれども、江南市の場合は平成29年度が45.6%ございま

した。

そして、その下の後発医薬品の使用割合でございますけれども、県平均が70.0%。なお、江南市は75.2%でございます。

そして、その下の後期高齢者健康診査受診率のほうが県平均が36.77%でございます、江南市の場合は50.22%ということでございました。

○長尾委員 ありがとうございます。

こちらに関しては県よりも受診率が上がっているということで、大変喜ばしいことだと思います。以上です。

○牧野委員 決算書の179ページに今の特定健診、28節かな、下の真ん中あたりに国民健康保険特別会計繰出金が今の特定健診に当たるんですかね、まずそれを。

○保険年金課長 繰出金の中の特定健診に当たる部分でございます。

○牧野委員 そうですね。やっぱり数字が出て去年よりもかなりふえているというのか、1割強ふえているのは人数がふえたというふうに見ればいいのか、受診費がふえたということなんですかね。

○保険年金課長 単価のほうはわかりありませんので、受診者がふえたという御理解で結構でございます。

○牧野委員 それで、今回この成果報告書208ページの特定健康診査受診率というのは、いつも問題なのが、ちょっとコンサルとかアドバイスを受けたほうが良いという人の受診率というのが出ているんですか。

○保険年金課長 40歳以上の方は、国の方針で義務づけられている特定健診でございます、その特定健診を受診していただいた方の中で、数値のお悪い方につきまして保健指導を行うという形でございます。

○牧野委員 その保健指導の受診率とか実施率みたいなものは出ているんですか。

○保険年金課長 平成30年度の特定保健指導の利用状況でございますけれども、利用率といたしましては、対象者が901人のうち利用者が123名ということで、利用率は13.65%でございます。

○牧野委員 いつもそれが非常に低いのが問題になっていて、どうしたらいいか私もわからないんですけど、ちょっと一工夫要るというのか、なかなか

悩ましい、お金をかけて診査をして、結構お金を使って4,500万円ね。その割に、意識はつくんだけど、指導とか改善とかそういうことに結びついていないような気がするんで、もう一ひねり要るなあということが、これは要望というのか、思いだけ伝えておきます。回答は要りません。

それからもう一つ質問したいんですが、179ページ、同じですが、決算書です。

今度は国保の国民健康保険特別会計繰出金、上から2段目の28節で6億9,300万円出していますけれども、去年に比べて減っているというのは、対象人数だとか薬価が下がったということでもいいんでしょうか。

○保険年金課長 被保険者数が減少しているということに基づいていると考えていただければ結構でございます。

○牧野委員 この金額の減少率と、この被保険者数の減少率は大体イコールなんですか。

○保険年金課長 大体比例しております。

○牧野委員 はい、結構です。

○委員長 ほかにございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 そうしましたら、ほかに質疑もないようであります。質疑も尽きたようでありますので、ここまでとさせていただきます、続いて教育部のほうに移りたいと思います。

続いて、教育部教育課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長 教育課の所管について、該当ページを説明させていただきます。初めに、歳入でございます。

決算書62ページ、63ページをお願いいたします。

中段でございます。12款1項7目教育使用料、1節小学校使用料、2節中学校使用料、4節保健体育使用料は、小・中学校及び給食センターの目的外使用料でございます。

続いて、68ページ、69ページをお願いします。

中段、13款2項4目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金は、要保護児

童就学援助費補助金ほか3項目、2節中学校費補助金は、要保護生徒就学援助費補助金ほか3項目でございます。

続いて、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段でございます。中段やや下、13款4項5目教育費交付金、2節小学校費交付金は、学校施設環境改善交付金ほか1項目、3節中学校費交付金は、学校施設環境改善交付金ほか1項目でございます。

続いて、74ページ、75ページをお願いします。

中段でございます。14款2項6目教育費県補助金、1節教育総務費補助金は、放課後子ども教室推進事業費補助金ほか2項目でございます。

続いて、76ページ、77ページをお願いします。

中段でございます。14款3項7目教育費委託金、1節教育総務費委託金は、キャリアスクールプロジェクト事業委託金ほか1項目でございます。

続いて、78ページ、79ページ中段でございます。

15款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、右側備考欄のうち教育課分は横田教育文化事業基金利子ほか1項目でございます。

続いて、80ページ、81ページ中段でございます。

17款2項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、右側備考欄のうち教育課分は江南市ふるさと応援事業基金繰入金ほか2項目でございます。

84ページ、85ページをお願いします。

上段でございます。19款5項2目雑入、9節学校給食センター給食費徴収金は、学校給食の徴収金でございます。

86ページ、87ページでございます。

下段、19款5項2目雑入、11節雑入のうち、右側備考欄のうち、教育課分は小学生平和教育研修派遣事業費負担金ほか7項目でございます。

90ページ、91ページをお願いします。

中段、20款1項6目教育債、2節小学校債は、宮田小学校の便所改造事業債ほか1項目。3節中学校債は、北部中学校の便所改造事業債ほか1項目でございます。

続いて、歳出について説明をさせていただきます。

大きくはねていただきます。302ページ、303ページをお願いします。

初めに、302ページの下段でございますが、10款1項1目教育支援費でございます。

続いて、また少し飛びますが、310ページをお願いいたします。

上段でございます。10款1項2目教育環境費でございます。

また少し飛びます。続いて、316ページをお願いいたします。

中段、10款2項1目小学校費でございます。

続いて、また少し飛びます。324ページをお願いいたします。

下段でございますが、10款3項1目中学校費でございます。

最後に、大きく飛びまして、360ページをお願いいたします。

上段から、10款5項2目学校給食費でございます。

教育課分に関しては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○尾関委員　　決算書の311ページ、下から2つ目で、いじめ・不登校対策事業の委託料54万円というのが、前年度、平成29年度の決算は73万円かなんかだったんですけど、この中身をちょっと教えてほしいんですけど。

○教育課長　　いじめ・不登校対策事業といたしましては、この校長会の中で事例検討部会と啓発広報部会、調査研究部会という3つの部会が平成30年度はございましたが、平成29年度にあってはもう一つ部会が、小中連携部会というのがございまして、平成30年度におきましては、その小中連携部会というのを部会としてはなしとしまして、それぞれの部会ごとにこの委託料をお支払いして、それぞれの研究なり事業を行っていただいていたということでございます。

○尾関委員　　多分、啓発広報部会の中で講演会というのを毎年やっていらっしゃると思うんですけど、これって実際どれぐらいの予算ウエートでやっているんですかね。

○教育課長　　申しわけありません。今ちょっとすぐ資料が出てまいりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○尾関委員　　なぜこの話をしたかというのと、去年、平成30年度、僕、委員長だったんであえて発言を控えたんですけど、平成29年度のときの講演会がか

なりミスマッチだったんですね。その内容的には、僕が実際出ているからわかった話ですけど、いじめの広報部会として実際やったことが難病支援をやったんです。難病支援で、実際いろんな余命わずかな子供たちに対してこういう夢をかなえましたみたいなことを、特定のNPO団体が発表されて感動的な内容ではあったんだけど、僕はそのときのアンケートにも答えて、キーワードが拾いづらいし、活動内容と今回とで距離感を感じるんだけどどういうことだということを実際アンケートで答えちゃっているんですよ。もちろんあってあるべき内容だったとは思いますが、ただ、変な話、その講演料が多額であった場合、特定の団体にプッシュしただけという話になっちゃうんです、この税金を使って。もちろん応援はしてあげたいんだけど、名目上、いじめとか迂回しておるとは言わないですけど、何かちょっと本来の江南の子供たちのいじめにダイレクトに伝わってくる事業ではなかったというのが痛烈に感じたもので、実際は平成30年度の行事がどうだったか。あとこの令和元年度も、この9月、10月ぐらいで多分イベントを打たれると思うんですけど、その辺軌道修正されているのかわからないんですけど、ちょっとそこに違和感があったんで、どういういきさつでそうやって団体というか、講演をやっていく人が決まっていくかということが、もし教育長とか経験者であれば、わかれば教えてほしいなと思います。

- 教育長 尾関委員おっしゃるとおり、平成29年度については、若干いじめ・不登校に対する協議会としての内容としては、ちょっと物足りないなという部分を私自信も感じました、実際のところ。したがって、そのときに講師選択については、その部会の長である部会長が大体講師選択をするわけでありませけれども、内容が悪いという意味ではなくて、いじめ・不登校対策としては若干そぐわない部分があったのかなあという気はします。そういう声もお聞きいたしました。

平成30年度につきましては、実際川上先生といって東京の特別支援学校で御指導いただいている先生、全国津々浦々講演活動してみえる方ですが、その方で、褒め方とかいろいろなそういう、実際に不登校、いじめの防止につながるような内容のものに少し切りかえていただいて、令和元年度も同じ先生、2分の1市の教員が参加しましたので、平成30年度は。したがって、もうあ

と2分の1の教員が参加できるように、ことしも同じ先生で講演活動をしたということでございます。

実際、尾関委員おっしゃったような感覚は私も持ちましたので、その辺のところは部会のほうに話をして、少し軌道修正をさせていただいたというようなことがございました。以上です。

○委員長　ほかにございますか。

関連ありますか。

○牧野委員　関連で質問なんですけど、成果報告書の118ページで、決算書は311ページ、同じところなんですけど、その成果報告書の一番下の枠で、成果の課題の分析ということで、いじめ・不登校対策としていじめ・不登校問題を総合的、根本的に研究、検討し、実践に生かすことができた。今の話だと思えるんですけども、実践に生かすことができたということと、この中学校の不登校の数値というのは、江南市は愛知県とか全国に比べて多いのか少ないのかということと、実践に生かすことができたという、何か事例が少し教えていただけると。

○教育課長　まず、不登校の人数というふうなお聞きがされたかと思うんですが、出現率という形でお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○牧野委員　はい、結構です、出現率で。

○教育課長　平成30年度で申しますと、成果報告書にも出ておりますが、まず小学校が実績として1.1%の出現率でございました。これは昨年、前年、平成29年の0.81%に比較しますとふえている傾向でございます。小学校につきましては、若干の上がりたり下がりたりのところはありますが、平成29年度、平成30年度と比較しますと平成30年度は少々上がり幅があるということでございます。

中学校につきましては、平成30年度は、118ページに書いてございますように4.7%でございましたが、その前年につきましては、平成29年度ですが5.12%でした。中学校につきましては、5.12%から4.7%へ若干下がっております。中学校につきましても、先ほどと同じように上がりたり下がりたりはございますがそういった傾向でございまして、不登校の率としましては、全国と比較しますと江南市は高い傾向にございます。

- 牧野委員 具体的に中学校の全国平均とか出ていますか、不登校の。
- 教育課長 全国の中学校の不登校の出現率は3.27%でございます。
- 牧野委員 先ほどの質問で、総合的、根本的に研究、検討し、実践に生かすことができたこと、事例か何か平成30年度であれば教えてほしいんですが。
- 教育課管理指導主事 事例ということはなかなか難しい問題ですけれども、中学校の傾向を見てみますと、やはりいじめ・不登校の研究の中で、先ほど教育長のほうがお伝えしました川上先生の褒め方とか、あとかかわり方の指導をしていただきまして、やはり学校の先生たちの意識も変わってきている。こういうふうにご子供たちにかかわっていけばいいということは理解し始めた。やっぱり褒め方を中心として指導をしていくという形に変わってきております。

中学校の不登校の傾向を見てみると、小学校から入ってきて中学校1年生になったときに、やはり不登校は減ってきているんです。小学校まで不登校だった子は復帰している傾向にあるんですけども、また中学校の中で友達同士の人間関係がうまくいかずに、あるいは学習についていけないというところで、また新たな不登校になってしまった子がいるということで、数値的には変わっていないんですけれども、復帰している子供もいるし、また新たにってしまったという傾向が昨年度はありました。

- 牧野委員 決算書の311ページなんですけど、上のほうにスクールソーシャルワーカー配置事業なんですけれども、スクールソーシャルワーカーの報酬がかなり減っているんですけれども、平成29年度に。これは、人数的には変わらないのか、単価が下がったか、どういう状況なのかちょっと説明してください。
- 教育課長 ソーシャルワーカーの人数ですが、定員としてはお二人で前年度と変わってございませんが、昨年、お二人のうちお一人がちょっと御病気になられまして途中で退職をされたということで、その分の補充ができなかったために、決算額としては少なくなったということでございます。
- 牧野委員 そうか、2人は変わらない。去年はだから163万円使っていたんじゃない。ことしは96万5,000円と出ているんですけど。
- 教育課長 今、課長のほうで答弁させていただいたように、当初2人で1人

工という形で配置をさせていただいて、昨年度の途中で体調を崩されてちょっとやめられたということがございました。したがって、その補充を何とかしようと思っていましたけれども、実際になかなかそのスクールソーシャルワーカーといいますと、教育現場を知り、なおかつ社会福祉的な役割も当然果たさなきゃいけないというようなことからなかなか後任が見つからず、この令和元年度からは新たにまた1人配置をさせていただいておりますので、現在は2人で対応をしておりますので、来年の決算は平成29年度と同じような額になろうかなあとと思いますので、そこだけちょっと御理解いただければありがたいと思います。

○牧野委員 わかりました。

あと僕ちょっと決算書で探せなかったなあ、アンケートがある、Q-Uアンケートか何か。その費用というのはどこか出ていたかね、これ。あれは毎年やっているんですよね、年2回。

○教育課長 Q-Uは、申しわけありません、Q-Uという項目の名前で出ておりませんでして、小学校費、中学校費でございますが、まず小学校費で申し上げますと319ページでございます。中段に学級満足度調査事業というのがございます。これがいわゆる委員おっしゃられたQ-U調査。

○牧野委員 そこに入るのかあ。

○教育課長 はい。

○牧野委員 探してもわからんはずだ。満足度調査で出てくるんだ。

○教育長 一般的にQ-Uというふうに言いますけれども、正式にはこのように学級満足度調査というのが正式な名称でございますので、申しわけございませんが、そういうふうで課目をしてありますので、よろしく願います。

○教育課長 中学校費でございます。329ページの中段よりちょっと上ぐらいに学級満足度調査事業というのがございます。

○牧野委員 そこへ入ってくるんですね。

○委員長 ほかにございますか。

○三輪委員 今の牧野委員に関連して、スクールソーシャルワーカーの仕事と、それからお一人、お二人なんですけど、配置といいますか、学校を回っ

たりするのか、どこかで拠点校に配置されているのか、ちょっとそのお仕事の内容というか、配置のことをちょっとお聞きしたいのでお願いします。

○教育課管理指導主事　　お願いします。

古知野南小学校に2人のスクールソーシャルワーカーを拠点校として置いてあります。そこから、携帯電話を持っておりますので、携帯電話に連絡が入ってほかの学校に出向くと。話を聞くことによって、あと関係機関とつないでいくという役割でやっております。

○三輪委員　　もう一個、それとちょっと違う、さっきの適応指導教室事業のほうで、311ページですけど、メンタルフレンド謝礼というのがあるんですが、カウンセラーとは別にそのメンタルフレンドというのがあると思うんですけれども、これは何人ぐらいの方で、どんなふうにお仕事されているのかちょっと教えてください。

○教育課長　　メンタルフレンドについては、平成30年度でございますけれど、大学生3人の方がお手伝いをいただいております、内容としましては、Y o u・輝にまで来れないけれど、自宅にいる子たちに対する支援ということで、自宅を訪問して学習支援であったり相談であったり、時には話し相手になったりというような内容でございます。

○三輪委員　　もう一つ、今の適応教室のところで体育施設等の借り上げ料というのがあるんですけど、前は体育館にあったのがこちらへ移動したんですけど、今その体育施設というのは、どこを利用して活動されているんでしょうか。

○教育課長　　現在は、K T Xアリーナも使用させていただいておりますし、消防署の3階の講堂も使わせていただいております。

○委員長　　ほかにございますか。

○野下委員　　決算書の84、85ページの歳入のところ、学校給食センターの給食費の徴収金の部分ですね。この中の収入未済額というのは、これは議案質疑でも中野議員が取り上げてみえたと思うんですけど、この1,700万円ちょっととあるわけなんですけど、これはかなり年数的にも積み重なっていて、特に卒業生の方々からの金額も多くて、卒業生の方々からまた徴収するというのは非常に苦慮しているというような御答弁がありましたけど、これは今

後どういうふうにご食べた分はいただくというふうにご考えていらっしゃるのか、ちょっとその点をお聞きしたいですけど。

- 教育課統括幹兼南部学校給食センター所長　　在学中であれば各小・中学校で文書だとか保護者会、また学校の教職員のほうで訪問して徴収しているような状況で、卒業してしまうと学校給食センターのほうで文書により、その学校から引き継いだものを給食センターのほうから文書で納付のお願いをしているところですが、収入率については極めて低い状況です。

最近、近隣の市町では、その収入率を上げるために支払い督促というような方法をとっておりまして、これは債権者の申し立てに基づいて債務者に金銭の支払いを裁判所のほうから督促するというような方法でありまして、この方法を保護者等に周知することによって、納付の意識を高めたりだとかというような効果があるというふうにご聞いておりますので、近隣の運用している市町を、運用状況を確認しながらそういった方法も検討していきたいと考えております。

- 教育部長　　ただいま統括幹のほうで申し上げたように、これは粘り強くいくしかないかなというふうには考えております。

各市ほかの市がやっているような例を、先ほど裁判所を通じた督促という話も出ましたが、それも含めてこれからちょっと研究をしていきたいと思っておりますが、何にしても粘り強く徴収のほうはお願いしていきたいというふうにご考えております。

一方で、その不納欠損処理ができるかどうかということも、今の状態では不納欠損処理がなかなか難しいなあというふうにご考えておりますので、それもその不納欠損をするような方法を今調査研究しておりますので、そちらのほうも今後引き続き研究していきたいというふうにご考えております。

- 野下委員　　御答弁いただいておりますので、これ支払い督促というのは裁判所の関係なんですよ。これ近隣市町とおっしゃいましたけど、そういう取り入れた事例はどこにありますか。

- 教育課統括幹兼南部学校給食センター所長　　近隣で申し上げますと清須市や春日井市で実施をしております。

- 野下委員　　そういう先進事例があれば、部長もおっしゃったように、これ

も一つの方法としてするということと、不納欠損については、この給食費というのはなかなか大変なんですよね、不納欠損をしようとするよね。普通の市税と違うみたいなんですけど、これ僕の聞き間違いかもわかりませんが、議案質疑のときに20年ぐらい何か積み重ねているということですから、本当にこれなかなか20年前のを徴収するのは大変な話だと思うんで、部長がおっしゃったように、この給食費の不納欠損の方法も今後十分に調査してもらって、いつまでもこうやって残るばかりですからね。その辺もあわせて今後ぜひお願いを申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○牧野委員　　ちょっと私が知らないから聞くだけですが、決算書の307ページ上段にキャリアスクールプロジェクト事業というのが中学校と小学校で行われている、これはどういう事業なのか、ちょっと簡単に説明いただけますか。

○教育課長　　キャリアスクールプロジェクトのまず中学校でございませうけれど、こちらは毎年やっておるものでして、主な事業と申しますと、やっぱり中学2年生の生徒が、市内の事業所、お店へ行って職業体験をするというようなことが主な事業となっております。

あと学校において、地域の職業を持った方の講演会を聞いたりとか、そういった内容でございませう。

同様に、その下の小学校につきましては、これは昨年度、古知野南小学校で1年こっきりの単年度の事業でございませうけれど、小学生なので職場体験ということはないんですが、体験活動と講話が主な内容でして、その内容としては技士、装具士、地域でものづくりをされている方のお話を聞いたりだとか、歯科医師、美容師などのそういった技術を持っている方からお話を聞く。ものづくりで活躍されているということで、豊田自動織機から会社の方が講演に見えたと、そういった内容でございませう。

○教育長　　ちょっと補足させていただきますと、小学校のキャリアプロジェクトのほうは、昨年度1年間、県の指定を受けました。県のほうから、ぜひ小学校で江南市のほうに1校キャリアプロジェクトをやってほしいという依頼がございませうして、古知野南小学校に委嘱したということでありませう。

中学校のほうは、先ほど課長申しましたように、毎年やっている中学校2年生の職場体験授業ですね。これがメインであります。これは県の補助事業という形になっておりますので、そういう形で進めさせていただいているということでございます。よろしく願いいたします。

○牧野委員 わかりました。

小学校初めてやったんだ、県のあれで。

中学2年生はほぼ全員がそれ、どこか行っているんですかね。

○教育課長 中学2年生の生徒が市内の事業所にほぼ全員行っております。

○牧野委員 雑談ですけど、学校の先生がそういう職場に行くことって、江南市って高校でも中学校でも小学校でも考えられたことってありますか、先生が企業へ行くんです。

○教育課管理指導主事 学校の先生が企業に行くというのは、2カ月間企業とか、教員以外のところで勉強しましょうという企画はあります。そういう研修があります。

○牧野委員 やっぱあるんだ。うち受けていましたからね、会社で。いつも大学の先生が来ていました。意外と勉強になるね。以上です、雑談です。

○委員長 ほかにございますか。

関連ありますか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○長尾委員 濟みません。大きく分けて2つほど話を聞かせていただきたいんですが、まず決算書で、小学校のほうで325ページになりまして、中学校のほうで335ページになるんですが、学校用地事業というのがありまして、今こちらは土地を借りているものだと思うんですが、多分これずうっと借り続けられているものだと。325ページの小学校側のほうと、中学校側のほうは335ページ、小学校からでもいいですけど、要は土地をずうっと借りていて何らか使っているとは思いますが、これって、これまで何年ほど借りていて、この後何年借り続ける予定なんですか。要は何が言いたいかというのと、ずうっとこれだけのお金をかけて借り続けるんだったら、どこかで買ったほうが安い時期が来るんじゃないでしょうかということが言いたいだけなんですけど、いかがでしょうか。

○教育課長 借地の件でございますけれど、現在小学校では布袋小学校、布袋北小学校、宮田小学校が借地をしている学校でございます。中学校でいいますと布袋中学校、宮田中学校が借地として借りている状況でございます。

いつから借りていてということは、厳密にはちょっと資料がないので申しわけございませんが、恐らくその学校ができたころからお借りしているものだろうとは思っております。

核心のところですが、購入したほうがいいんじゃないかという御意見がございますが、確かに購入することが可能であればそういうこともあるかもしれませんが、今のところ私どもとしましては、御本人から買ってほしいという御希望があった場合に購入に向けての検討をしておるといところでございまして、現在のところ積極的に、借地として筆数、面積としてもかなりの面積がございますので、積極的に購入していくということはこれまでちょっと考えたことはございませんので、よろしくお願いいたします。

○長尾委員 かといって、さっき言った損益分岐というかタイミングがあると思うので、今後使う期間を見据えて一度試算していただいて、もし可能であればそういう検討をしていただいて、将来的に40年、公共施設保全計画の中でもお金がなかなか足りないという中でもあるので、その中で削っていくのか、使っていくのであれば適切なお金の使い方をしていただけるようお願いしたいということが1つ目で、次の話をさせてください。

I T関係の導入の話になりますが、これは決算書の321ページのほうで、小学校のほうで6,400万円ほどかけて10校にタブレットやLANの設備一式を導入したということがあるんですが、これも中に賃借料で、小学校だけでも6,400万円という記載があります。これはことしだけ出るものなのか、例年、来年以降も毎年6,400万円ずつ費用が発生するものなのか、どのようなものでしょうか、お教えてください。

○教育課長 この小学校、中学校ともにでございますが、機器借り上げ料ということでございます。今、小学校につきましてもタブレットなど教育用コンピューター、リースで借り上げをしてございますので、この金額が毎年リース期間満了まで発生してまいります。

○長尾委員 必要なものであると思うので、借りてくるのであればこのもの

は必要かと思えます。

それに関連しての話になるんですが、LANを導入しましたとあるんですが、先日、ちょっと別のニュース記事のほうで、国のほうもパソコンとか導入していきなさいという話があって、そこでLANとかネットワークをどこかの大学か何かの使っているネットワークを使っていきなさいみたいなことが記述されているのを見たんですけれども、それとここの今回導入したネットワーク構成というのは何か整合性というのは考えられて導入されたものでしょうか。

○教育課長 申しわけありません。今、委員がおっしゃられたその大学のLANを活用するという内容について承知をしておりますでしたが、現在、小学校、中学校で無線LAN、有線LANともにございますけれど、そういった内容は加味してございません。

○牧野委員 321ページで、関連じゃないんだけど、同じページだから321ページ、この中間に指導用教科書等整備事業ということで173万円が計上されているんだけど、これは前年に比べてかなり上がっている理由は何ですかね。

○教育部長 お時間をいただいて。

○牧野委員 いいですよ、これ大したことじゃないから、わかったら教えてもらえれば。

○委員長 そうしましたら、ちょっと今質疑が続いておりますが、今教育課の審査をしていますが、尾関委員の質疑に対して答弁保留となっておりますことに関しての当局からの答弁をお願いいたします。

○教育部長 先ほどの尾関委員からの質問でございます。

平成30年度の江南市いじめ・不登校対策研究会の啓発広報部会におきまして、その講演会ですが、8月2日に江南市民文化会館で、講師を東京都立矢口特別支援学校主任教諭の川上康則先生のほうに行っていただきまして、演題のほうは「子どもの心に響く ほめ方 しかり方」でございました。金額のほうは、講演会費として16万6,833円でございます。その内訳は小ホールの使用料等でございますが、講師料といたしましてはゼロでございました。よろしく申し上げます。

○委員長 ほかにございますか。

○教育長　　今の川上先生は、東京のほうから特別支援学校の先生なんですが、旅費だけいただければいろいろ全国津々浦々行きますというお話でしたので、結果的には平成30年度、これから令和元年度はゼロになっていますけど、平成29年度の先ほどの講師については、謝礼は当然払っているというふうに認識をしております。

○教育課長　　教科書指導書の件でございますけれど、昨年、中学校の道徳が教科化されましたことに関して、その関係で教科書がふえたということで、教科書用の費用が。

○牧野委員　　上がった。

○教育課長　　はい。

○委員長　　ほかにございますか。

○野下委員　　決算書の328、329ページ、ちょっと2つあるんですけど、報償費の件でここに出ておりますが、部活動支援事業というのがございますよね。329ページで講師の謝礼というのがついておりますけれども、これは教員の先生方の部活動の負担を少しでも軽くするというところで、外部からの指導者を招いて部活をお願いすると、こういう事業ですよ、たしかね。どれぐらいの講師の方が今活躍してみえるんでしょうか。

○教育課長　　今の嘱託講師謝礼のことでございますが、厳密にはちょっと野下委員の言われたここ一、二年、国のほうで部活動の指導にかかわる講師の配置について、学校の教職員に成りかわって部活動を指導し、顧問になったりだとか、そういったところまでのことまでは、今ここの部活動嘱託講師配置事業では行っておりませんので、指導は行っております。あくまで、ただし顧問は学校の教員が行っているんですけど、例えば野球であったりバレーであったり卓球であったりそういった個々の種目の指導は、この事業の中で行っていただいております。

○野下委員　　人数。

○教育課長　　人数ですね、失礼しました。人数は、各中学校4名から5名でございまして24名でございます。平成30年度も24名です。

実績でいいますと、先ほど24名と申しましたが23名ということでございます。予算枠が24名でございます。

○野下委員 決算は23名で、国からのそういうもうちょっと上のランクの方じゃなくて指導するという先生方、講師の方ということですよ。

これは謝礼の金額が出ていますけど、この謝礼金の決め方というか、これは時間単位ですかね。

○教育課長 月額1万3,200円としてございます。

○野下委員 月額1万3,200円が、一律で一人一人に1万3,200円ということですね、当然。

○教育課長 はい、そのとおりでございます。

○野下委員 ということは、この中身がよくわかりませんが、指導する時間がひよっとしたらそのクラブによって長かったりとか短かったりというケースもあるんでしょうね、人によってはね。でも、一律ですか、これ。

○教育課長 今の御質問ですけれど、おっしゃるとおり講師の方によっては長い時間御指導いただける方もございます。

先ほどちょっと言葉足らずだった面もございますが、この1万3,200円の目安でございますけれど、1回について2時間、月3回の指導で月額1万3,200円としております。時間給というふうには考えていないんですが、1時間当たり2,200円とはなっておりますが、あくまで月額で1万3,200円としておまして、先ほどおっしゃったように、人によっては1回2時間で月3回以上やっていたりしている方も中にはいらっしゃいますが、そこはその講師の方の御意思といたしますか、良心でやっていたりしているというふう感じております。

○野下委員 教育長、今のとおりのんですけど、少ない方も1万3,200円、それからちょっとオーバーしている方も1万3,200円なんだろうというふうなお話ですけど、そういう仕組みなんですか。

○教育長 今お話を課長がしましたように、月にすると平均3日、2時間程度、基本的には土・日なんですね。3日で2時間程度、おおむね6時間を目安としますと。したがって、その月には4回見えて8時間になることもあるでしょうと。しかし、翌月は例えば、当然その方はお仕事持っている方もあるものですから、例えば2回になるケースもあるというようなこともあるので、平均すると3日の2時間ということベースにした月の報酬という形に

させて今はいただいております。

これについては、教育課の中でも若干見直しも必要だろうというようなことは考えております。今の話で時間単価もあり得るでしょうし、中にはやっぱりお仕事の関係で、その目安とした時間帯に御指導いただけないケースもあるかもしれません。そういうことも含めましてちょっと検討しているという状況ではございますけど、現状としてはそういうことでございます。

○野下委員 教育長おっしゃったように、そういうちょっと疑問のところも出てくるかもわかりませんので、これは実数にするのかということも含めてまた御検討をお願いしたいというのが1点と、それからもう一個が307ページの、これも報償費についてですけど、地域学習活動支援事業というのがありますですね。これってほかにもあるかもわかりませんが、土曜塾ですよ。ここの307ページというのは、これは小学生向けでしたっけ。中学生と小学生とありましたっけ、今。そうですね。ここに書いてある小学校の例でいくと、講師の謝礼というのがあって、学習アドバイザー謝礼というのがあって、講師の方とアドバイザーの方が見えるということですよ。ちょっとかなり差が結構あると思うんです。人数にもよるかもわかりませんが、この講師の方とアドバイザーの方というのが、小学校の例でいくと何名いらっしゃるんですか。

○教育課管理指導主事 7会場ありますので、各会場に4人ずつ28名おります。講師の方が2名ずつですので、その半分で14人ですね。アドバイザーが14人。

○野下委員 アドバイザーが14人。

○教育課管理指導主事 はい。それで時給が2,200円と1,100円で、ちょっと待遇が違うというか、仕事内容が違いますので、講師の方は、その日の学習内容をつくってやっていくという仕事を持っております。アドバイザーのほうは、講師のつくった資料を受けて、その日の授業を教えるという内容の違いがありますので、そこに値段の差が発生しております。

○野下委員 講師の方と学習アドバイザーの方は、例えば教職員の教員免許状が必須とか、講師は絶対要るのかとか、そういう基準はありますか。

○教育長 講師の方は教員免許状を有するという事になっておりますので、

2,200円という単価になっております。アドバイザーは免許がなくてもお手伝いいただければということでもありますので、1,100円ということになっているということでもあります。

それから、先ほど7会場で2名で14人なんですが、その統括するコーディネーターというのが1人おりますので、実質は15人ということになりますでしょうか。そういう形になっているので、御承知おきいただければと思います。

○野下委員　　この金額等も、見させてもらったときにかなり差があったりとか、今のお話ですとね。その時間給もかなり違ったりするんだけど、先生の免許を持っていらっしゃるということも大きな要素かと思いますが、実際に教えるのも、講師の先生も教えてアドバイザーの方も教えるというところが共通になっていますよね。もうちょっとこの差が縮まるといいのかなというふうには思いますけれども、私がアドバイザーであればもうちょっと縮まったほうがいいかなあとは思いますが、またちょっと御検討願えればと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長　　ほかにございますか。

○長尾委員　　済みません。ちょっと資料を見ていて、追加で気になるところがあったので確認させてください。

決算資料325ページで、学校施設空調設備整備事業のことで、小学校にエアコンをつけていただいた話になります。

こちらのほうですけど、取りつけたエアコンですけれども、空気清浄機能というのはついたものでしょうか。それともそれ以外に何らか教室に空気清浄機能って入ったものでしょうか。なぜこれを聞くかということ、最近インフルエンザが発生しまして、学級閉鎖がもう既に始まっているというのがあります、その原因が、エアコンにより窓を閉め切っていることによって空気の滞留がなくなったということが原因だと言われておりますので、空気清浄機能がついているものであればうれしいかなと思って聞いております。

○教育課長　　学校に入れましたエアコンについては、空気清浄機能自体はついてございません。

ただし、北部の地域の防衛の地区の小・中学校については、現在は小学校

ですけれど、別に加湿器を置いてございます。

- 長尾委員　　今、エアコン自体になくても空気清浄機能がついた何らかの機器があって、部屋の中の空気が殺菌されてインフルエンザが出ないという環境があるなら喜ばしいことだと思いますので、ぜひほかの小学校にも全部の教室に空気清浄機等々配置していただけると幸いです。これは要望としておいてください。ありがとうございます。
- 牧野委員　　成果報告書の142ページのコミュニティ・スクール事業でお聞きしたいんですけど、決算書の小学校、中学校のコミュニティ・スクール事業の決算が載っているんだけど、この下の表で、活動指標で実績75回会議を開いたと書いてこれは何、15校分なのか、5校分なのか、何校分でこれ75回開かれたんですか。
- 教育課長　　この75回というのは15校分です。この15校分と申しましたが、この平成30年当時は、当然まだ5校がコミュニティ・スクールになって、残りの10校はまだ推進校ということでございますけれど、推進校での会議も含めさせていただいた実績値でございます。
- 牧野委員　　推進校は、今の推進委員会が実際にはもう運営協議会に変わっているんですか。まだ変わっていないところもあるんですか。現状はどうなんでしょうか。
- 教育課長　　現状というのは、今現在。
- 牧野委員　　今現在、平成30年度はわかりましたけど。
- 教育課長　　現状は、昨年度推進校であった学校においても、今年度の4月1日現在で学校運営協議会を設置しまして、15校全てでコミュニティ・スクールとなっております。
- 牧野委員　　私が何かこのコミュニティ・スクールということ自身が余りよくわからなくて、学校評議委員だとかPTA会だとかあって、このコミュニティ・スクールと、今度今PTAと2つになるんですかね、組織は、今度は、その学校に対するアドバイザーとか支援組織は、保護者から見ると。保護者じゃないか、地域から見るのか。
- 教育課管理指導主事　　PTAのほうは保護者と学校の団体で、コミュニティ・スクールのほうは地域と保護者と学校が一体化となって学校運営について

て協議をしていくという組織です。

○牧野委員 結構だと思うんだけど、実際には何人ぐらいずつでこのコミュニティ・スクール運営協議会というのは実際やってみえるんですかね。

○教育課長 各学校まちまちでございますけれど、おおむね一番少ないところで9人で、一番多いところで16人でございます。この今言った人数の中には教職員も含めての人数でございますので、学校の職員としましては大体3名から4名程度が多くなっております。

○牧野委員 いいことだと思うんですけど、一、二年たったらこの15校のそういう人たちが集まって1回やるといいね。これ何か意見交換会みたいなもの。私これどういう成果が、まだ急に慌てることはないんだけど、地域とどういうその子育てを地域とともにやっていくとか、学校支援しながらということの何かおもしろいことが出てきたらぜひそれ全体でも、資料で回覧するのもいいんだけど、1回話し合うというようなことも一、二年たったときにやられると何か実が出るかなあと思いまして、しかし年に五、六回ずつやっているんだから大変だなあとと思いますが、そういった統合したようなこともやられるといいんじゃないかなあと、これは提案です。以上。

○教育長 提案ありがとうございました。

議会でも僕ひょっとしたら答弁したかもわかりませんが、ことし1年でコミュニティ・スクール全部になりましたので、来年一度夏ぐらいに情報交換会的なことを計画しているところです。1例、2例の学校の情報を提供していただく中で、グループワーク的なことでもいいかなあと思いながら、ぜひそういう取り組みをしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。

○三輪委員 まず、歳入のほうの63ページなんですけれど、目的外使用料の駐車場の件ですよね。これは多分学校の先生たちが車で来た場合に駐車料金を払っていらっしゃるんだと思うんですけど、ほかの例えば犬山市はなしとか、大口町もあるけど、書類1枚書いたら免除とか、結構そういうところが多くて、江南市の場合は、本当に公共交通がきちんとまだ、バスのないところもありますし、学校へ行くのに。そういうところでちょっと駐車料金を

とるのは、特に時間外勤務の手当もない先生方にいただくのはちょっとどうかなあ。何とかこれは見直していただきたい。切実な声としては、ちょっと駐車料金あるからよそを希望しようかというような声もちょっと聞いたことがあります。この検討は何かならないものかなあと思います。済みません。

○教育部長 今のところ免除の予定はございません。

○三輪委員 わかりました。

ちょっとほかの件で、309ページと、それから329ページにもあるんですけど、現職教育研修事業、また生徒進路指導事業、総合学習推進事業、これ329ページのほうもあるんですが、それを業務委託というふうに書いてあるんですね。それで、ちょっとこの研修を業務委託というのがよくわからないんですけれども、どういうことなのか教えてください。

○教育課長 まず、現職教育研修事業ということで、こちらは先生方が行う研修ということではございますけれど、教育委員会から教職員に対して研修をお願いしているということなので、委託をしているというふうに思っております。

あと、ごめんなさい、何ページでございましたでしょうか。

○三輪委員 329ページに生徒進路指導事業とか総合学習推進事業、これも委託というふうになるんですけど、これも研修的なものかと思うんですが、講師とかの派遣ならわかるんですけど、業務委託というのがよくわからなかったです。

○教育課長 329ページの生徒進路指導事業、総合学習推進事業におきましても、先ほどと同様に市のほうから生徒進路指導、そして総合学習を推進していただくために教育委員会のほうからお願いしているという形でございますので、業務委託というような形をとらせていただいております。

○三輪委員 教育委員会からどちらへというか、どういうところへ委託するんでしょうか。

○教育課長 生徒進路指導事業、総合学習推進事業ともに学校へ委託をお願いしております。

○三輪委員 学校の先生がやっというので、それを委託ということ

になるわけですか。

○教育課長 学校で生徒進路指導についてやっていただくということと、総合学習推進事業についても、総合学習をより深めていただくために、市のほうから学校へお願いしているということでございます。

○三輪委員 このお金は誰に渡っているということなんですか。

○教育課長 これは、各学校のほうでいろいろな事業を行うわけで、個々に渡るといようなものではなくて、例えば総合学習推進事業であれば、総合学習を行うに当たって地域のボランティアの方を呼んで授業を行うに当たって、その謝礼であったり、ボランティア保険であったり、消耗品が必要であれば消耗品を買ったりだとか、そういった学校の先生個人に渡るとかということではなくて、そういった学校で行う授業の必要経費に学校で使っていただくといようなものです。

○教育部長 あくまでも委託業務ということですので、これは市が行うべき事業を学校に委託していると、そういうイメージでございます。

○委員長 ほかにございますか。

○三輪委員 わかりました。

ほかのところ、済みません。327ページに知能検査事業79万2,000円というのがあるんですが、これは何のために、何年生の方がやるとかそういうことがわかれば教えてください。

○教育課長 知能検査、小学校については2年生と5年生です。中学校は1年生と3年生の児童・生徒に対して行っているものでございます。

○三輪委員 その結果を、例えばその特別支援が必要かどうかとか、そういうことで使うということでしょうか。

○教育課管理指導主事 それは違っておりまして、一人一人の知能検査をすることで、その結果を受けて、個々に対してどう支援していったらいいかということを考える資料だと思います。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

○三輪委員 その下の327ページの院内学級事業というのがあるんですけども、ここに教員が入っていないんですが、その下の学校補助教員というのが院内学級の指導をされている方なんでしょうか。それか、院内学級という

のは教師はいないのでしょうか。

- 教育長 院内学級は、あくまでも特別支援学級の一つですので、県費負担教職員が入っている。要するに、県費の職員が入っていますので、市の補助教員とは異なる。この学校補助教員というのは、あくまでも少人数指導に市として採用して派遣している方々ですので、あくまでも院内学級は定数上の話になりますので、これは県費負担教職員が配置をされるということになります。

だから、院内学級は今、古知野東小学校とそれから古知野中学校と、小学校、中学校それぞれで院内学級を持っているという状況でありますので、それぞれその担任の先生がいるというふうに考えていただければ結構でございます。

- 三輪委員 じゃあ確認ですけれど、教員の給与は県ですが、それに必要な経費というのは市で負担するという、そういうことになっているわけですか。

- 教育課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

- 委員長 あと教職員でも働き方のことで、この間いろんな議論がありましたし、一般質問もよく出ていますけれども、時間外勤務で月に最高で何時間の方がいらっしゃいましたか。

- 教育課管理指導主事 毎月在校時間のことは教育委員会に報告を受けておりますので、その中で一番多い方は180、190時間のところの職員がおります。

- 委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長 教育課については以上とさせていただきます。

時間も時間ですので、暫時休憩いたします。

午後 2 時 53 分 休 憩

午後 3 時 09 分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、一般会計の決算について、ずうっと断続的に質疑をしておりますが、それ以外に特別会計、特会の決算もございますし、あと行政視察の件ですとか、議会報告会についての御相談や、あと請願もありますし、あと委員協議

会が十数項目ございますので、きょう、それを全てということは難しいと思いますので、週明けになるかと思うんですけども、先ほど特に教育部教育課の質疑の中で、たくさん熱心に御質問いただいております。私も全部お話を聞かせていただきましたけれども、あくまでも質疑ということでありますので、簡潔・明瞭にということで、私も議事運営のほうを心がけますので、よろしく願いいたします。

大変恐縮ですが、引き続きまして、教育部のほうを続けてまいります、生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　それでは、生涯学習課所管の、初めに歳入につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の58ページ、59ページの最下段をお願いいたします。

12款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料でございます。

1枚はねていただきまして、61ページの備考欄の上段、生涯学習課分、学習等供用施設使用料を初め、学習等供用施設に係る4項目でございます。

次に、62ページ、63ページの中段をお願いいたします。

12款1項7目教育使用料、3節社会教育使用料は、公民館使用料を初め11項目でございます。

続きまして、少しはねていただきまして、74ページ、75ページの中段やや下をお願いいたします。

14款2項6目教育費県補助金、2節社会教育費補助金の放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

続きまして、78ページ、79ページの中段やや下をお願いいたします。

15款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料でございます。

生涯学習課分、図書館自動販売機設置場所貸付収入を初め3項目でございます。

続きまして、その下の項目をお願いいたします。

2目利子及び配当金、1節利子及び配当金でございます。

生涯学習課分は、江南市新図書館建設事業等基金利子でございます。

次に、80ページ、81ページの中段をお願いいたします。

17款 2項 1目基金繰入金、1節基金繰入金の生涯学習課分は、江南市国際交流事業基金繰入金を初め3項目でございます。

続きまして、82ページ、83ページの中段やや下をお願いいたします。

19款 5項 2目雑入。1枚はねていただきまして、84ページ、85ページの中段やや上をお願いいたします。

10節電話料収入、生涯学習課分は、電話使用料（学習等供用施設）を初め2項目でございます。

次に、同じページのすぐ下、11節雑入でございます。

はねていただきまして、87ページ、備考欄の最上段、生涯学習課分は、コミュニティ助成事業助成金を初め、公民館、歴史民俗資料館に係る5項目でございます。済みません、最下段です。

歳入は以上でございます。

続きまして、生涯学習課所管の歳出でございます。

ちょっと飛びまして、184ページ、185ページの上段をお願いいたします。

3款 1項 5目学習等供用施設費でございます。

また、少しページが飛びますが、334ページ、335ページの下段をお願いいたします。

10款 4項 1目生涯学習費でございます。

続きまして、344ページ、345ページの最下段をお願いいたします。

10款 4項 2目文化交流費でございます。

こちらは350ページ、351ページの中段やや下まででございます。

説明は以上となります。よろしくお願いをいたします。

○委員長　　今説明をいただきましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　　1点だけお聞きしたいと思います。

この成果報告書の149ページのところを見ますと、集会所の建築費補助事業というのが書いてありますね。平成30年度はここにあるように1,429万7,000円あって、これはまずこの田代集会場の建てかえになるんですかね。その1件の、これは全てここに使ったという形で、まず認識していいですか。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 田代集会所1件に対しての補助金になります。面積に対して、1平米当たり7万円の補助金となっております。
- 野下委員 これは多分従来からある補助金だと思いますけれども、その課題のところをちょっと見させてもらおうと、建設補助額の上限が定められておらずというのがちょっと出ています。これはほかの市町もよく見て検討していくとあるんですけれども、具体的に上限を考えていらっしゃるんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 まだ具体的に考えているわけではございませんが、他市町の状況を見ますと、平米当たり幾らという補助金の中に合わせまして上限を設けている他市町のところがありますので、そちらを参考に今後は検討していきたいということで表記をさせていただいております。
- 野下委員 これから建設するところもある可能性も出てきますが、慎重に一回お願いしたいということと、この補助金自身は今後、今の段階でなくなるということは考えていらっしゃいませんか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 現在のところ、そのようなことは考えておりません。
- 委員長 ほかにございますか。
- 尾関委員 今の内容で追加の質問になりますが、この集会所建築費補助事業はなくなる予定がないという話ですが、一つの区で2巡目とかが来ちゃう可能性があり得るんで、目安として多分1巡目、要するに一つの区が2回目の次の建てかえまでは面倒見ないよ、ぐらいなイメージは考えておかないと、その町内会、区の差ができちゃうかなあと思うんですけど、いかがでしょうか。
- 教育部長 この集会所建築費補助事業につきましては、補助金の見直しの中で、どうしても出てくる話ではございます。こちらの取り組みにおける課題につきましても、従前から懸案事項となっているところでございまして、先ほどの尾関委員からの1巡目、2巡目という話については、何も今のところ基準といいますか、方針といいますか、そういうものは何も立っていない状況でございまして、またそういうところはそれも含めて補助金のあり方ということで、これから検討をしていきたいというふうに考えております。
- 委員長 ほかにございますか。

- 牧野委員 では、決算書の343ページ、この中段の子ども学級事業って何ですか。単純な質問ですが。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 こちらは、小学生を対象に土曜日、日曜日、また夏休みに、例えば書道であるとか、囲碁であるとか、そういう教室のほう、子ども学級として公民館のほうで行ってございまして、こちらは放課後子ども教室事業として補助金のほうもいただいております。
- 牧野委員 知らなかった。これは前からやっているの。ごめんなさい。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 以前から行っております。
- 牧野委員 はい、わかりました。勉強不足でした。よくわかりました。
- 委員長 ほかにございますか。
- 牧野委員 349ページ、これは上段ですけど、13節の委託料、古文書デジタル化委託料というのがあって、昨年の決算書は古文書解読筆耕手数料というのが、これって関連があるんですかね。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 昨年度行っておりました筆耕手数料というのは、古文書を今の言葉に置き直して書きかえるような形なんですけど、こちらの今回のデジタル化につきましては、地積図のほうが和紙でできてございまして、かなり経年劣化のほうが進んでございまして、そちらのほうをデジタル化を進めていくということで、保存、あと公開、パソコンでも見ていただけることができますので、それを今進めております。
- 牧野委員 それと昨年の古文書解読筆耕手数料とは違うし、このデジタル化委託料も単年度の事業ということですか。まだ継続していくんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 一応まだほかにも残っておりますので、引き続き予算要求のほうはしていき、また継続していきたいと思っております。
- 牧野委員 はい、結構です。わかりました。
- 委員長 ほかにございますか。
- 長尾委員 決算書の347ページの文化会館の委託料の話になりますけれども、大体ここで今7,400万円ぐらいの委託料を払っているんですが、済みません、私がちょっと見切れなかったんですけど、文化会館でいろんな事業をされていて、収入が発生していると思うんですけど、その収入というのはど

ここに、市のほうには何か収入で入ってきているものはあるのでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　例えば利用者が使われる利用料とかにつきましても、指定管理者の収入になります。

○長尾委員　では、文化会館で主催事業というものはいかがでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　自主文化事業と言っておりますが、こちらにつきましても、今の指定管理者のほうで収支のほうは行っていくということで、市のほうで特に補助金を出したりということは行っておりません。

○長尾委員　今の御回答を総合すると、この文化会館の運営に関しては、7,300万円ほどのお金をかけて委託をされているということで、そこに関して入ってくるのは目的外使用の電柱とか電話とか自販機というのは入ってくるけど、それ以外の収入はないということで理解しました。間違っていないですよ。

○生涯学習課長兼少年センター所長　はい、そのとおりでございます。

○長尾委員　そうすると、済みません、1点だけ確認なんですけど、先日から新聞をにぎわしているすいとぴあ江南です。あそこで8,300万円から400万円ぐらいの出ているんですけど、実際かかっている費用としては、余りかわりがないということでよろしいでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　ちょっとすいとぴあ江南の状況がわかっておりませんので、なかなかちょっとお答えはしづらいんですが、それはどのような内容でしょうか。

○長尾委員　江南市としては、建物がすいとぴあ江南と文化会館という建物がそれぞれあって、それぞれに対して指定管理者、民間の業者に運営委託をしているんだけど、そこにかかっているコストという面でいくと、支出はあるんだけど、どちらも、すいとぴあ江南のほうも収入的なものは入ってきていなくて、こちらの文化会館のほうとしても、何らかのいろんな事業をやった売り上げみたいな形が、市に戻ってくるわけではないので、実際支出だけが同じように発生しているという見方になるという考え方でよろしいかということです。

○教育部長　申しわけございません。すいとぴあ江南につきましても、ちょっと責任ある答弁ができませんのでお願いします。

- 委員長　ほかにございますか。
- 牧野委員　成果報告書の130ページで、国際交流・世界平和の推進ということで、その130ページの一番下の成果と課題で、この真ん中ぐらいに、課題の一番下の枠の、平成30年度に開所した多文化プラザを活用した事業展開、周知方法と、これは、ふくらの家の横にできた新しいおうちのことを言っているんですかね。まず場所の確定ですが。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　多分看板が多文化プラザと出ておると思いますが、すぐ近くにあります。
- 牧野委員　その家賃も含めて、この決算書351ページなんですけれども、国際交流推進事業、多文化共生推進事業で予算がついておるんですけれども、その中にはこの多文化プラザというものの維持管理費というのは入っておるんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　こちらの金額につきましては、国際交流協会に対しての委託として行っておりまして、今の多文化プラザにつきましても、同様に含んで賄っていただいております。
- 牧野委員　この周知方法といえば、やはり外人に対するものだと思うんですけれども、日本人もちろんそのボランティアも含めてですが、具体的には何か知っているのか、窓口で何か渡しているか、現状はどうなんですか、周知方法というのは。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　国際交流協会のほうから、ふくら通信というのを発行しておりまして、これはちょっと今どれぐらいの頻度で出しているかわかりませんが、そちらのほうで開所についてはお知らせをしております。
- 牧野委員　ふくら通信は多分、全外人にはわからん、私はわからないけど、発行部数と特定なんだけれども。市のほうも何か、それがほとんどの、例えば子弟だとか外人が市のいろんな窓口で相談に来たときに、こういう国際交流協会というものがこういうところがありますよと、支援団体がということを知られているんですよね、現在でも。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　周知はしております。
- 牧野委員　わかりました。

そこにふくらの今の機関紙が置いてあることがないと、置いてあるんですかね、現状には。

○生涯学習課長兼少年センター所長　生涯学習課のほうにも、今のふくら通信は置いてありますが、どこの施設に置いてあるかというのはちょっと把握はしておりません。

○牧野委員　生涯学習課は余り外人は来ないと思うんで、しかるべきところに置いていただいたほうが、生涯学習課に来ることはまずないので、そこら辺、ちょっと一回、せっかくのふくら通信ですから、よろしくお願いします。以上です。

○委員長　ほかにございますか。

○尾関委員　予算書337ページです。

これは僕は初めて話すのかな、わからないけど。成人の集いで、補助金100万円というのを、悪く言うと根拠もなく出し続けているんです。花火大会を出すわけじゃないですけど、中止したら返金したりとかいろいろしているわけですし、今まで成人の集いのこの100万円って、ほぼほぼ内容を確認されているかわかんないんですけど、返さなくていいお金で、20歳の子がこれだけの金額を受け取って、好き勝手にやっているという言い方は失礼だけど、そこが僕もこのお手伝いをしていた実情を知っていますので、あと参加者も20年前だったら大ホールいっぱいになるぐらい参加者がいたけど、今は子供が減りましたんで、700人ぐらいの参加者であるということを考えると、同じ補助金であっていいのか。

あと、実際ここからそれと別に当日の参加者は1,000円払うわけですね。600人おれば60万円さらに収益がある。それでもっと言っちゃうと、企業協賛もほぼ同額ある。そうすると、多分300万円ぐらいの事業でやっておるんですけど、実際御存じの方がいるかわかんないんですけど、東京ディズニーランドのチケットがビンゴで当たったりとか、ちょっと意図が外れているところがあったりして、お金の使い方がちょっと乱暴かなあという気がしているんで、ここはちょっとメスを入れるというか、自分も手伝っていたんで、入れんほうがいいんかなあと思いましたけど、こういう厳しい財政ですので、来年度、再来年度以降かわかんないんですけど、ちょっと大なたを振っても

いいかなあと思っています。御意見があれば。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 以前にもちょっと御意見はいただいておりますが、先ほど委員からもお話がありましたとおり、市からの補助金、あと企業からの協賛金、あと当日の参加者からの負担金、参加費ということでいただいております。その中で賄っているんですが、市といたしましては、市の補助金に対して適正に使っているかどうかというのは、毎年、収支報告書のほうをいただきまして確認はしております。

内容につきまして、いろいろ御意見はあるとは思いますが、その点につきましては、また実行委員会のほうにお伝えをして、しっかりやっていくようにということで、また青年会議所とともに指導はしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

- 委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 では、以上をもちまして、質疑も尽きたようでありますので、生涯学習課のほうは終わりますして、続いてスポーツ推進課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 それでは、スポーツ推進課所管のまずは歳入につきまして、御説明させていただきます。

決算書の62ページ、63ページの下段をお願いいたします。

12款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料でございます。

備考欄のスポーツ推進課分は、市民体育会館使用料を初め、1枚はねていただきました65ページ上段にかけましての15項目でございます。

次に、78ページ、79ページの中段をお願いいたします。

15款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料でございます。

スポーツ推進課分は、スポーツセンター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、88ページ、89ページ上段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、11節雑入でございます。

スポーツ推進課分は、スポーツセンターネーミングライセンス料を初め7項目

でございます。

次に、1枚はねていただきまして、90ページ、91ページ中段をお願いいたします。

20款1項6目教育債、1節保健体育債のスポーツセンター建設事業債でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

350ページ、351ページ下段をお願いいたします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。

右側の備考欄、人件費等から、少しページが飛びまして、359ページ下段から361ページ上段にかけてのスポーツセンター建設事業まで、全13事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員　決算書の359ページのほうになりますが、今回スポーツセンターの建設事業ということで、4億7,000万円ほどこととして計上をされていて、事業の内容も見る限り、ほぼ建設も終わって、旧体育館も壊し終わって、駐車場もできましたということで、建設についてはほぼ終わりかなというところだと思います。

そこで、ちょっと要望になってしまう部分ではあるんですけども、このアリーナの建設当初、平成27年、平成28年ぐらいから設計から始めて、この事業、プロジェクトとしての全体としての当初の予算と、今回、最終的な実績をまとめたような資料というのはございますでしょうか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　経緯としましては、平成25年度から新体育館建設の機運が議会等で高まりまして、平成26年度に新体育館建設検討委員会が立ち上げられました。そして、平成27年度には建設の基本設計ができて、平成28年度、平成29年度で建設というふうな経緯になっておりますが、当時の予算につきましては……。

○スポーツ推進課副主幹　今の長尾委員の要望というところの予算等につき

ましては、決算書のほうでその数字をまとめたものは出すことはできます。

今、この新体育館建設事業につきまして、幾らかかったか総額なんですけれども、そちらの数字でしたら、今この場でお答えすることはできます。あとは決算書のほうでまとめたものが御必要であれば、そのあたりは提出できます。

○教育部長　　今答えられる範囲で、こちらのほうでお答えしたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

○長尾委員　　はい。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　まず、平成30年度末までで、委員が言われていましたように、ほぼ建設が終わっておりまして、総額で37億5,270万1,027円が現在の平成30年度末の事業費でございます。

○長尾委員　　ありがとうございます。

何でこの話をしたかという、このような形で大規模な改修というのが今後、保全計画の中でいろいろな建物とかが出てくると思うんですけど、今後に向けて、できればその予算と実績で、要は差異が出たときに、今回のやつでもそうなんですけど、その差異が出た原因みたいなことを分析できていれば、次につくるときにもそういう視点で、事前にあらかじめ予算の中に入れておくとかという形で、そういう形での反映がしていけるということで、私は前、民間の会社では当たり前のようにこういうことをやっていたので、できればそういう視点も入れていただけると、より精度の高い見積もりができたとか、今回、布袋の鉄道高架の事業でもありましたけど、水が出たら急に要りますというような話にもならなくなるので、そういうことを前の他山の石という形で、それを見ていただいて反映していただければという思いで、ちょっと質問をさせていただきました。以上です。

○委員長　　ほかにごありますか。

○牧野委員　　今の平成30年度で37億5,270万1,027円はいいかもしれないけど、この総工事費用に外構が入っていませんよね。入っているんですか、その今の数字は。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　外構工事なども全て入っております。

- 牧野委員 入っておる、37億5,270万1,027円に。はい、わかりました。
- 委員長 ほかにいかがですか。
- 尾関委員 決算書353ページ、コミュニティ・スポーツ祭委託料213万7,000円ですが、これ、10小学校区でおのの行っているコミュニティ・スポーツ祭への補助事業かと思うんですけど、実際10校に、多分これを割る10では割り振っていないと思うんで、何らかの算定式みたいなものがあるんですかね。教えてください。
- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 今どの学校に幾らというのはちょっと持ち合わせがございませんが……、あります。学校の人数ですとか、規模によって変わっておりまして、今は数字がありますので、副主幹から。
- スポーツ推進課副主幹 10校全て申し上げればよろしいでしょうか。
- 尾関委員 はい。
- スポーツ推進課副主幹 古知野東小学校が25万8,000円、古知野西小学校が18万8,000円、古知野南小学校が29万2,000円、古知野北小学校が17万4,000円、布袋小学校が24万3,000円、布袋北小学校が21万6,000円、宮田小学校が21万1,000円、草井小学校が18万7,000円、藤里小学校が17万1,000円、門弟山小学校が19万7,000円で、こちらは小学校区の均等割ということで3万円と、あと参加者の人数割ということで、人数かける100円、あと校区の人口割というのも出して、それは1人につき10円ということで算定して、このような数字になっております。
- 尾関委員 今、3万円プラス参加者プラス校区の人口割という話だったんですけど、参加者というのは前年度の参加者を目安にということでしょうか。
- スポーツ推進課副主幹 過去5年平均の参加者平均になっております。
- 委員長 ほかによろしいですか。
- 牧野委員 決算書の355ページで、中段からスポーツプラザ維持運営事業で8,191万円ということになっていますよね。これが357ページの上段までかかっていると思うんですけど、このK T Xアリーナのできる前は、武道館と前の旧体育館とグラウンドを含めての維持管理費はざっと幾らぐらいだったんですかね。
- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 旧の体育会館は、平成30年の4

月末まで運営をしておりましてけれども、それに係る維持費としまして、すぐ今ちょっとお示しできませんので、少しお時間をいただいて。

- スポーツ推進課副主幹 旧体育館維持、武道館維持運営事業なんですけれども、平成29年度のこの事業の予算で申し上げますと、4,716万9,000円になります。

ちょっと決算額の数字を持ち合わせていませんので、済みません。

- 委員長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長 そうしましたら、ほかに質疑もなく、質疑も尽きたようでありますので、教育部についてはこれで閉じさせていただいて、続いてこども未来部のほうに移ります。

こども未来部こども政策課について審査します。

当局から説明がありましたら、お願いします。

- こども政策課長 それでは、こども政策課所管分について御説明させていただきます。

歳入でございます。

決算書の62ページ、63ページ上段をお願いいたします。

12款1項5目3節都市計画使用料の備考欄、こども政策課分は、コミュニティ・プール使用料でございます。

2枚はねていただきまして、66ページ、67ページ上段をお願いいたします。

2項7目1節教育総務手数料の備考欄、放課後児童健全育成手数料でございます。

同じページの中段、13款1項1目2節児童福祉費負担金の備考欄、こども政策課分は、児童扶養手当支給費負担金、以下3項目でございます。

はねていただきまして、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

2項2目2節児童福祉費補助金の備考欄、こども政策課分は、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、以下2項目でございます。

はねていただきまして、70ページ、71ページ上段をお願いいたします。

4項2目1節児童福祉費交付金の備考欄、こども政策課分は、子ども・子

育て支援交付金でございます。

同じページの下段、5目1節教育総務費交付金の備考欄、子ども・子育て支援交付金でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページ上段をお願いいたします。

14款1項1目2節児童福祉費負担金の備考欄、こども政策課分は、児童手当費負担金、以下2項目でございます。

同じページの最下段、2項2目2節児童福祉費補助金の備考欄、こども政策課分は、地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページ中段やや下でございます。

6目1節教育総務費補助金の備考欄、こども政策課分は、放課後子ども教室推進事業費補助金、以下2項目でございます。

また、はねていただきまして、76ページ、77ページの最上段をお願いいたします。

3項2目1節児童福祉費委託金の備考欄、母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページの中段をお願いいたします。

15款1項1目2節使用料及び賃借料の備考欄、こども政策課分は、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

また、はねていただきまして、80ページ、81ページの中段やや下でございます。

17款2項1目1節基金繰入金の備考欄、こども政策課分は、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

少し飛びまして、88ページ、89ページでございます。上段をお願いいたします。

19款5項2目11節雑入の備考欄、こども政策課分は、児童手当返納金、以下2項目でございます。

次に、中段、3目1節過年度収入の備考欄、こども政策課分は、平成29年度分児童手当費国庫負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

184ページ、185ページの最下段から196ページ、197ページの中段までが3款2項1目こども政策費でございます。

少し飛びますが、276ページ、277ページの下段から、278ページ、279ページの上段までが、8款4項3目木賀公園コミュニティ・プール費でございます。

また、少し飛んでいただきまして、314ページ、315ページ上段から316ページ、317ページの上段までが、10款1項3目放課後児童費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○三輪委員　歳入のほうの67ページの放課後児童健全育成手数料のほうは昨年と比べて、昨年は3,181万8,000円から3,730万2,600円で、548万4,600円の増になっているんですけども、今年度値上げがあった分でふえたのか、人数がかなりふえたのか、このふえた理由がわかれば教えてください。

○こども政策課長　まず、学童の平成29年4月1日の受け入れの児童数から申し上げます。

平成29年の4月の初めの申し込みが、通年と長期を合わせてでございますが、1,164名の申し込みがございました。その後、変動がございます。

それと、平成30年の4月、これも当初の段階でございますが、同じように1,201名ということがございますので、人数に関しては、1,164名から1,201名にふえているということがまず1点でございます。

あとは手数料のほうを段階的に見直しをさせていただいておりますので、その影響が一つあるということと、あと一部、長期の利用の手数料に関しては、また見直しをさせていただきまして、例えば冬休みであると、12月、1月という部分は800円、1月も800円、長期だけ使う方は。それで、春休みでございますが、こちらのほうは3月末から使う方が1,600円、これは次の年度になりますけど、4月の最初だけ利用される方が1,600円という、その金額の見直しの影響が出ておりますので、一概にちょっと比較するのは条件が違うということがございますが、そういうような状況でございます。

○三輪委員　それで、収入もふえたんですが、その支出のほうで、315ページの総合プランのほうもふえているんですけども、特に職員の賃金が

7,701万8,620円から8,012万2,940円とふえているので、これは職員が増になったということなのか、単価が上がったということなのかどうでしょうか。

○こども政策課長　　まず単価からですが、単価は変わってございません。

こちらの支援員の人数でございますが、平成30年度末の数字、当然年度内で変わっておりますが、この人数で申し上げますと、平成29年度の3月末でございます。89名支援員がございました。それが平成30年度の平成31年3月末の状況では94人ということで、人数に関しては増加しているような状況でございます。

○三輪委員　　人数がふえて対応ができるようになったと思うんですけども、まだ本当は6年生まで受け入れるところが今のところ4年生までですし、何か実情を見ますと、本当に学童保育の人数が多いところ、狭いところがたくさんで大変ということをよく聞いております。いろいろ場所の確保ですとか、人の確保ですとか、頑張らせていただいていると思うんですけども、子供たちの安全のためには大事なことです。ぜひ今後もその点で頑張らせていただきたいなあというふうに思います。

もう一つ、この放課後子ども教室、生涯学習課なのか、こども政策課なのかよくわからないんですが、予算のほうでは生涯学習課のほうに県費がついていまして、それで支出のほうはこども政策課になって、どっちで質問しているのかわからなかったんですが、いつもその学童のほうはお金を払っているのにぎゅうぎゅう詰め、それから放課後子ども教室のほうは無料なのに何かゆったりということで、非常に不公平感があるというようなことも言われています。この辺をちょっと説明というのは難しいかと思うんですけども、何とか学童のほうを改善していただくということが必要だと思いますけれども、その点は何か方策はありますでしょうか。

○こども政策課長　　この学童保育と放課後子ども教室というのが、御存じかと思いますが、学童のほうは就労支援ということでやっております。月曜日から土曜日に開所しております、親の就労時間の間、預らせていただくということで、放課後から夜7時までということで、お預かりしている事業でございます。

放課後子ども教室につきましては、目的が安全な遊び場の確保ということ

と、子供たちにいろいろな活動を通して体験していただくというような趣旨でやってございますので、こちらは月、水、金ということで、放課後から夕方5時までの時間ということになりますので、こういうところで事業を区分けして、運営しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○三輪委員　それで、放課後子ども総合プラン事業のほうには、例えば学習アドバイザーの謝礼というのがあるんですけども、これが放課後健全育成事業のほうにはないんですよね。だから、できればやっぱりどちらもその学習アドバイザーみたいなのは必要なのではないかと思うんですけども、これはどうしてでしょうか。

○こども政策課長　ちょっと先ほどの答弁と重複するところがございます。放課後子ども教室というのは、まず安全な遊びの確保という部分と、多様な体験ということで、そういうことでこちらのほうはコーディネーターというのを1名置いておきまして、学習アドバイザーというのを各放課後子ども教室に1名ずつ配置しております。

コーディネーターの役割というのは、総合的なそういったいろんな体験の企画とかそういうことを行っておりまして、それに対して学習アドバイザーに伝えて、例えば簡単なプリントみたいなものを通常やったりとか、そういうようなところで行っております。

じゃあ、学童保育のほうがそういった体験がないかということもございませぬが、全くないわけではございませぬので、放課後支援員のほうを読み聞かせとか、できる範囲でいろんな遊びも含めて、子供たちに伝えているというところがありまして、ただこの放課後子ども教室のそういった部分を共通プログラムということで、今進めておきまして、こちらのほうが平成30年度の実績で申しますと、7小学校で月に1回ではございませぬが、そういった放課後子ども教室の取り組みを学童の子供たちにも一緒に参加していただいと、いうようなことを行っておりますので、そういうふうな形で、この放課後子ども総合プラン事業を進めているところでございませぬ。

○三輪委員　先ほども申しましたように、やっぱりその不公平感というのがありますので、本当に何か放課後子ども教室のほうの手厚い感じがしてしま

いますので、ぜひ学童のほうにもそういう体験できるとか、コーディネーターやアドバイザーの方で、いろいろな体験ができるように今後も続けていた
だきたいなあと思います。よろしくお願いします。

○委員長　ほかにございますか。

○牧野委員　今の関連で、学童保育が一応4年生までなんだけど、ここは夫婦が働いてみえる子供の学童保育ですよ。月、火、水、木、金、土と、この対象人数に対して、今実際に学童保育をエントリーして活動している人を、休み等も含めて、このエントリーしている人数のパーセントというのは今出ますか。後からでいいです。ちょっと出れば。わからん。調べておいてください。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○牧野委員　いいです。これは質問ですから。決算認定にかけるとちょっと調べてほしいですが、6年までにしたときにどれだけのキャパが要るかとか、今どれぐらい容量があるかと、ちょっと見ておきたかったんで。現状はこれです。

○こども政策課長　今現在就労している保護者の方が何名見えるかというのは、ちょっとそれはわからないもんですから、お答えできるとしても児童数、例えば1年生から4年生までの児童数に対して、どのぐらいの学童の利用率があるかというところしか、ちょっと御回答ができないです。

○牧野委員　将来6年までだとか、一体化した場合に、ある程度の数とか何かをつかまないとできないなあと思って。そうだ、つかめないんですね。わかりました。

○委員長　じゃあ、よろしいですか。

○長尾委員　手短に2つほど。成果報告書の132ページになるんですが、保育所入所申込者のうち、入所できた児童数の割合というところで、今回実績値が99.1%という数字が出ております。江南市の保育園の入所率として100%という話を前に聞いたことがあるんですが、なぜこの数字がここに記載されてきているのか教えてください。または、この計算の方法とかで違いが出るなら教えてください。

○こども政策課長　こちらは保育所に入所の状況ということで、保育課に係

る部分でもございますが、ちょっとお答えさせていただきます。

まず分母でございますが、4月入所者数が1,880名お見えになったと、お子さんが。それにプラス17名、こちらのほうは基本的に要望を6園出させていただいて、その中で優先度を決めてお子さんに入らせていただくということなんですけど、中には数園しか、6園全てじゃなくて、2園だとか3園程度しか希望を書いてみえない方がお見えになります。そういう方が不承諾というようなことになりまして、その数が17名ということで、分母が1,897名分の1,880名ということで、この99.1%というのは出させていただいているものでございます。

○長尾委員 結局最終的にはその17名もどこかの保育園には入園できたということで、そういう意味で100%という形で捉えればよろしいでしょうか。

○こども政策課長 申しわけございません。この17名の行方はちょっと私どもでは把握しておりませんので、済みません。

○委員長 保育課のほうでまた必要があれば。

○長尾委員 済みません。2つということでしたので、もう一つだけ、済みません、話させていただきたいんですけど。

これまでちょっと話してきた内容に似た話で、今度は決算書のほうの195ページになるんですが、ここの児童館等維持運営事業のところ、交通児童遊園の借地、敷地借り上げ料という形で1,100万円ほど出ているんですが、これ、児童遊園ができたのが1980年ということで、40年ほどたっているんですが、40年間この1,100万円で借り続けているということによろしいでしょうか。

○こども政策課長 金額に関しましては、これまで、昭和47年が一番初めに借地を始めた時点でございますが、金額に関しては10回ぐらいだと思いますが、変わっていますので、全て現在のこの1,134万6,000円という金額ではございません。

○長尾委員 済みません、たびたびくどいようですが、これまでお支払いしてきた金額を足すと、多分買ったほうが安く済んでいるんじゃないかというふうに考えられるんですが、いかがでしょうか。

○こども政策課長 実際にこの交通児童遊園の敷地を購入するとすると、じ

やあ実際幾らかというのは、確定した数字はございません。参考でございますが、平成30年度末までにこの借地料の累計で申しますと、3億4,405万7,754円という数字が出ておりますので、恐らく購入しようと思うとこの金額では買えないのかなあというふうに。

○長尾委員 濟みません。理解しました。無駄にならないようにできればいいと思います。

○牧野委員 決算書の191ページと193ページなんですけれども、下のほうに児童・遺児手当等事業で、（市）児童扶養手当事業というのがあって、193ページの20節に扶助費で児童扶養手当支給費とあるんだけど、市と国の予算が、人数とか、どうして2つに分けてあるのか、ちょっと基本的なことですが教えてください。

○こども政策課長 まず193ページの手当のほうでございますが、こちらのほうが国の手当で、国が定められたものによって給付しているというような状況でございます。

この市の児童扶養手当というのは、市単独の手当でございます。こちらのほうは、これまで見直し等をいろいろ検討しているところですが、現在、愛知県内全ての市が市単独でこういう手当を行っているということですので、江南市につきましては、当面は市の単独のこの手当を支給するというところで考えております。

○牧野委員 平成30年度的人数はわかりますか。

○こども政策課長 こちら、まず受給者の数という、親の数でよろしいでしょうか。

○牧野委員 それでいいです。データが出ていなきゃ。

○こども政策課長 市の児童扶養手当でございますが、受給者数は773名ということでございます。

こちらのほうは、参考に平成29年度は794名ということで、ちょっと減少傾向にあるということになっております。

○牧野委員 単純に、そうすると親の数で割れば大体1人当たり子供が2人かそんなふうに出てくると、こういうことですかね。平均1.5人おるといふ、そういうふうを考えて。

- こども政策課長　　そういう計算ですね。
- 牧野委員　　1.5人だからこれで割れば出る。1人当たり幾らと出るということですね。そういうこと。
- こども政策課長　　はい。
- 牧野委員　　結構です。
- 委員長　　ほかにございますか。
- よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　　質疑も尽きたようでありますので、こども政策課はこれまでとさせていただきますまして、続いて保育課について審査します。

　　そうしましたら、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 保育課長兼指導保育士　　それでは、保育課の所管につきまして御説明させていただきます。

　　平成30年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の58ページ、59ページをお願いいたします。

　　最初に歳入でございます。

　　中段、11款1項1目2節児童福祉費負担金、備考欄、保育所保育料でございます。

　　60ページ、61ページをお願いいたします。

　　上段、12款1項2目2節児童福祉使用料のうち、備考欄、児童施設目的外使用料でございます。

　　64ページ、65ページをお願いいたします。

　　中段、12款2項2目2節児童福祉手数料のうち、備考欄、延長保育手数料でございます。

　　66ページ、67ページをお願いいたします。

　　中段、13款1項1目2節児童福祉費負担金のうち、備考欄、子どものための教育・保育給付費負担金でございます。

　　68ページ、69ページをお願いいたします。

　　上段、2項2目2節児童福祉費補助金のうち、備考欄、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金から幼稚園就園奨励費補助金まででございます。

ます。

70ページ、71ページをお願いいたします。

上段、4項2目1節児童福祉費交付金、備考欄、子ども・子育て支援交付金でございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。

上段、14款1項1目2節児童福祉費負担金のうち、備考欄、子どものための教育・保育給付費負担金でございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

上段、2項2目2節児童福祉費補助金のうち、備考欄、施設型給付費等補助金から第三子保育料無料化等事業費補助金まででございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

下段、4項1目2節児童福祉費交付金、備考欄、地域児童福祉事業等調査事務市町村交付金でございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。

中段、17款2項1目1節基金繰入金のうち、備考欄、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

上段、19款5項2目5節保育園給食費徴収金、備考欄、3歳以上児主食代実費徴収金及び保育園職員徴収金でございます。

88ページ、89ページをお願いいたします。

上段、11節雑入のうち、備考欄、建物総合損害共済災害共済金から建物総合損害共済解約払戻金まででございます。

続きまして、保育課所管の歳出でございます。

少しはねていただきまして、196ページ、197ページから204ページ、205ページの中段までが、3款2項2目保育費でございます。

大きくはねていただきまして、366ページ、367ページの下段、11款1項4目児童福祉施設災害復旧費でございます。

補足して説明することはございません。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員 成果報告書の140ページなんですけれども、こちらに記載してある成果の状況というところの欄になるんですが、これは済みません、保育課に言ってもしよがない話かと思うんですが、ここに記載されている内容、132ページの先ほどのこども政策課の成果の内容と全く同じ内容が実は書いてあります。施策の概要も実はそうなんですけど、これだったらあえて別のページに分けていただかなくても、何か1個のページにして、もっと別の項目を載せていただいたほうがいいかなあという気がしますので、また企画部のほうに、改めて全体の構成などの見直しをちょっとお願いをしておいていただけると助かりますということを要望させていただきます。

○委員長 答弁は要らないですね。

○長尾委員 はい、要望だけ。

○委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そうしましたら、この保育課についても質疑がないようですので、終わらせていただきまして、これをもって全ての決算に関する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時16分 休 憩

午後4時16分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第85号 平成30年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第85号 平成30年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 議案第85号 平成30年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明をさせていただきます。

決算書の373ページをお願いいたします。373ページでございます。

歳入でございます。

374ページ、375ページ上段の1款国民健康保険税から、378ページ、379ページの7款諸収入まででございます。

歳出でございます。

380ページ、381ページ上段、1款総務費から、384ページ、385ページ、8款予備費まででございます。以上でございます。

なお、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員 それでは、375ページのほうにお願いしたいんですが、不納欠損額と収入未済額を見ると、不納欠損額が1億9,500万円ですね。未済額が6億4,400万円と、端数を切り落として。ちょっと多い気がするんですが、今聞きたいことは、近隣市町を含めて、これって多いものなのか、少ないものなのか、どのような状況かわかりますでしょうか。

○保険年金課長 平成30年度の不納欠損額の割合の実績で申し上げますと、県内の38市の中におきましては、欠損割合が調定額8億5,344万9,000円のうち、不納欠損額が1億9,587万円ということで、欠損割合が22.95%でございましたので、順位的には一番多い市ということでございます。

近隣で申し上げますと、例えば一宮市のほうは欠損割合が10.08%でございまして19番目、犬山市が8.03%でありまして23番目、岩倉市が7.53%で26番目というふうになっております。

○長尾委員 今の数字を聞くだけでも、ちょっと突出しているようなので、来年度以降、県のほうの回収がなくなるようなので、どのような回収をする

か、市全体で考える必要があると思いますので、またそこは御一考をお願いいたします。これは要望として、お願いします。

○委員長　ほかにございますか。

○牧野委員　同じ質問なんですけど、私はこの決算審査意見書の48ページ、49ページで、同じ不納欠損のことでもう一回聞いておきたいんですけど、いいですか。

48ページのほうからまず見たいんですけども、平成30年度の未収入済額が滞納繰越分で5億2,100万円もありますよね。ということですよ。それでこれが1人当たり10万円ぐらいあるかどうか、これは何世帯分あるとか、何人分とか、何件とか、そういう件数という、何で世帯を出すのか、人数を出すのかわかりませんが、何件になっているんですかね。

○委員長　わかりますか。

○牧野委員　後からまた調べてもらってもいいです。

○保険年金課長　時期的にちょっとずれますけれども、令和元年の6月1日現在で、滞納世帯数といたしまして2,334世帯。

○牧野委員　なるほど、わかりました。2,334世帯で5億2,100万円があるんだなあと。

○保険年金課長　失礼いたしました。件数でございます。

○牧野委員　2,334件で。

○保険年金課長　世帯数じゃなくて、件数ですね。

○牧野委員　件で、5億2,100万円あると。

もう一つ質問ですけど、先ほど不納欠損率22.95%は、愛知県下では38市で一番高いと言われましたが、現年課税分の収納率が93.3%と、去年より少し0.5%下がっているんですけど、この収入率については江南市は高いほうですか、低いほうですか。

○保険年金課長　38市中24番目でございます。

○牧野委員　低い、多分。

○保険年金課長　平均よりは若干低いです。

○牧野委員　平均より低いんだよね。多分ね、これ。これがやっぱり問題なんだけど、これは江南市が悪いわけでも何でも無いんだけど、この93.3%を

上げるのがなかなか、本当は国民健康保険を払うと思うんだけど、年金やら事業のいろいろ収入がなくて払えないんだと思うんですけど、これは質問とはちょっと違うんだけど、私は江南市の今の不納欠損の率は高いということがわかりましたけど、私はもっと不納欠損を早く処理すべきだという意見ですが、これは一般質問じゃなきゃいけないんだけど、この3年の時効と5年の時効と、その時効の停止をかけて一生懸命やってもらっていると、難しい話でやっているんだけど、その事務手数料とこの収入金額とが非常に合わないの、コストが、もう少し厳格に時効を適用していったほうがいいんじゃないかと私は思っています。これは質問になりますからいいです。

なぜその収納率、現年課税分の収納率が低いかということと、滞納繰り越しの不納欠損額が多いんだけど、額としてがちょっと何か非常にこの2,334件がひっかかっている、だめなものを見きわめをして、時効を適用していくという方針をどこかで誰かが決めないと、かえって現年課税収納率も上がらないような気がしますので、そういうデータも私は昔見まして、不納欠損率が高いところほど現年課税収納率が低いということが並行して出ているデータを持っておりますので、一回検討される……、あかん、質問になっちゃう。

○委員長 御意見として受けとめていただきたいと。

○牧野委員 それだけですね。

○委員長 ほかによろしいですか。

何かございますか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 そうしましたら、ほかに質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時27分 休 憩

午後4時27分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第88号 平成30年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 引き続きまして、議案第88号 平成30年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第88号 平成30年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、御説明をさせていただきます。

決算書の410ページ、411ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入でございます。

1款保険料から、414ページ、415ページの8款3項2目1節雑入までが歳入でございます。

次に、歳出でございます。

416ページ、417ページをごらんください。

1款総務費から、424ページ、425ページの7款1項1目予備費まででございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 済みません、全く基本的なところがわかっていないので教えてください。

425ページで、不用額3億9,589万5,554円というのが出ているわけですが、この不用額というのは収入から支出を引いて残ったお金ということで、次に繰り越すわけではなくて、どこへ行くお金なんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 こちらにつきましては、予算に対しての支出済額と比較しての不用額ということでございますので、特にこちらを繰り越すとい

ったものではございません。

○健康福祉部長 予算というのは、計画の中でこれだけ必要でしょうという額を出して、支出済額というのは実際に使ったお金。100円で何かやりましよう、70円を使いました、残り30円余りましたという30円が不用額という形で見ていただければいいのかなあとと思いますので、実質収支額とは違うということですか。

○委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○長尾委員 済みません、同じことばかり余り言いたくないんですが、411ページ、不納欠損額、収入未済額の話でございます。これの近隣市町村の率と、この率の比較を、また結果を教えてください。

○高齢者生きがい課長 県のほうからいただいております平成30年度の収納率一覧というものがございますので、こちらで御説明を参考にさせていただきますと思います。

江南市では、平成30年度におきまして、滞納繰越分の欠損割合といたしましては、およそ20%でございました。

近隣で申し上げますと、春日井市が33%、一宮市が29%、小牧市が19%、あと近隣でいきますと、犬山市は10%という数字でございます。

○長尾委員 ありがとうございます。

こちらに関しては、それほど突出しているわけではないということがわかりましたが、やはりこういう単純に見た数字だけではちょっと多いと思いますので、できるだけ減らしていけるように何か策の検討をお願いできれば幸いです。これは要望として出させていただきます。ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

○牧野委員 国民健康保険料と介護保険料の収納率がなぜ違うんかと、ちょっと違うんだけど、介護保険料の収納率が高いんだけど、これは払う層が違うんだよね。払う層が違うからなんだろうけど、対象が違うんで。やっぱり96%とか98%まで来ると、これは非常にいいんだと思う。支払う層が違うからということですか、やっぱり理由は。

○高齢者生きがい課長 介護保険料におきましては、年金をいただいている方につきましては、年金のほうから引く形になります。それが特別徴収でございますが、平成30年度の特別徴収者と普通徴収者の割合を見ますと、特別徴収が92.7%、普通徴収が7.3%ということで、経年的に見まして、特別徴収の割合が徐々に上がってきておりますので、それに従い収納率も少しずつ上がってきておるとい状況でございます。

○牧野委員 特別徴収が高いからか。

○委員長 ほかにございますか。

○三輪委員 それで、やはりその普通徴収の方がなかなか払えない、収入済みと収入未済がほとんど同じぐらいあるということなので、やっぱり昨年度保険料が上がったということのようではございますけれども、国保もあり、介護もあり、後期高齢かどっちかですけれどもというところで、なかなか払えないというところが多いかなあとと思います。何とか普通徴収の方も払っていただけるような工夫というのはされているのでしょうか。

○高齢者生きがい課長 常に臨時職員等の徴収員を配置しておりまして、徴収員が定期的に徴収に回っております。それに加え、年に2回、職員のほうでも集中的に徴収に参るとい時期も設けまして、両方で徴収率のアップを図っております。

また、その他としましても、市民向けに対する保険料をお支払いいただくというチラシを工夫しまして、なぜ保険料をお支払いいただくかというところを御理解いただくようなチラシの工夫もしております。

そのかいあってか、徐々にではございますけれども、普通徴収の収納率も上がってきております。平成30年度は90.41%、平成29年度は88.59%という状況でございました。

○三輪委員 いろいろ苦勞してやっただいていいると思ひますけど、やっぱり根本的には、保険料を払っても使うときに、また実際負担金が出るというようなことで、なかなかこの介護保険が払っても使いつらいのでというのもあったりすると思ひます。全体の仕組みが問題だとは思ひんではございますけれども、その辺、やっぱり払ったらきちんと使えるという仕組みに変えていく必要があるんではないかなあと思ひますが、意見ですから。

○委員長　ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ほかに質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 37 分　休　憩

午後 4 時 37 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第88号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第89号　平成30年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長　続いて、議案第89号　平成30年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

そうしましたら、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　議案第89号　平成30年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、御説明をさせていただきます。

決算書の427ページをお願いいたします。

歳入でございます。

428ページ、429ページ上段、1款後期高齢者医療保険料から、1枚はねていただきまして、430ページ、431ページの5款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございます。

432ページ、433ページ上段、1款総務費から中段3款諸支出金まででございます。以上でございます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います、質疑はありませんか。

○長尾委員 言い疲れましたが、同じく429ページ、不納欠損額と収入未済額の割合について、近隣市町村との比較結果を教えてください。

○保険年金課長 割合でございますけれども、愛知県の広域連合の資料に基づきましても、割合までは計算してございませんものですから、ちょっと現段階では把握しかねるということでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もほかにないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時41分 休憩

午後4時41分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第89号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

それで、きょう朝9時から昼休みを挟みまして、断続的に審査を続けてまいりましたが、まだ議題も残っておりますが、本日のこの委員会はこの程度にとどめ、17日火曜日午前9時30分から委員会を開きたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後4時43分 閉会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 山 登志浩